

平成29年第4回白石町議会定例会会議録

会議月日 平成29年9月7日（第3日目）
場 所 白石町役場議場
開 会 午前9時30分

1. 出席議員は次のとおりである。

1番	友田香将雄	9番	吉岡英允
2番	重富邦夫	10番	片渕彰
3番	中村秀子	11番	草場祥則
4番	定松弘介	12番	井崎好信
5番	川崎一平	13番	内野さよ子
6番	前田弘次郎	14番	西山清則
7番	溝口誠	15番	溝上良夫
8番	大串武次	16番	片渕栄二郎

2. 欠席議員は次のとおりである。

なし

3. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

町長	田島健一	副町長	百武和義
教育長	北村喜久次	総務課長	松尾裕哉
企画財政課長	井崎直樹	税務課長	木下信博
住民課長	門田和昭	保健福祉課長	大串靖弘
長寿社会課長	矢川又弘	生活環境課長	門田藤信
水道課長	喜多忠則	下水道課長	片渕徹
農業振興課長	堤正久	産業創生課長	久原浩文
農村整備課長	山口弘法	建設課長	荒木安雄
会計管理者	小池武敏	学校教育課長	吉岡正博
生涯学習課長	千布一夫	農業委員会事務局長	西山里美
白石創生推進専門監	久原雅紀	主任指導主事	石橋佳樹

4. 議会事務のため出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長	小柳八束
議事係長	中原賢一
議事係書記	峯茂子

5. 会議録署名議員の指名 会議録署名議員に次の2人を指名した。

5番	川崎一平	6番	前田弘次郎
----	------	----	-------

6. 本日の議事日程は次のとおりである。

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

5. 井崎好信議員

1. 集中豪雨による水害対策について
2. 嘉瀬川ダムからの配水について
3. 水産業の後継者育成について

6. 大串武次議員

1. 経営所得安定対策について
2. 収入保険制度について
3. 六角川堤脚部分の護岸補強について

7. 吉岡英允議員

1. 白石町育英資金について
2. 住民サービス向上への取組みについて
3. 公共下水道について

8. 草場祥則議員

1. 「道の駅」の計画と影響について
2. ふるさと納税について

9時30分 開議

○片渕栄二郎議長

おはようございます。

開会の前に議会関係者をお願いを申し上げます。

現在、白石町には大雨雷洪水注意報が発令されています。行政、議会は、町民の皆様の生命、財産を守ることが最優先の使命でございますので、総務課の防災担当と密に連絡をとり、今後の気象状況によっては防災対応に支障が出ないよう会議を中断する場合がありますので、あらかじめ御了承ください。

これより本日の会議を開きます。

暑い方は上着をおとりください。

日程第1

○片渕栄二郎議長

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、本日の会議録署名議員として、川崎一平議員、前田弘次郎議員の両名を指名します。

日程第2

○片渕栄二郎議長

日程第2、これより一般質問を行います。

本日の通告者は4名です。

順次発言を許します。井崎好信議員。

○井崎好信議員

皆さんおはようございます。

きょうは、先ほど議長からもございましたように、久しぶりの大雨というふうなことになっております。嘉瀬川ダムが渇水の中に結構な恵みの雨だというふうに思っております。

9月1日は春の彼岸から数えまして二百十日というようなことで、私たちの地域でも、第一日曜日の9月3日に風祭り参りがとり行われたところでございます。氏神様での神事、そしてまた子供たちの子供浮立の奉納、そして区民総出でテントの下で弁当を広げて、そして会食、語らい、飲んで、すばらしいコミュニティができたところでもございます。地域の伝統文化あるいは芸能というのは継承していくべきことを改めて感じたところでございます。

それでは、私のほうからは、大きく3点につきまして一般質問をさせていただきます。

まず初めに、集中豪雨による災害の対策でございます。

発生から間もなくもう2箇月も過ぎましたけれども、7月5日、6日には、北部九州豪雨によりまして朝倉市あるいは日田市では甚大な被害があったところでございます。先般の、先日でしたか、テレビでも放映がございましたが、まだまだ復旧が進んでないようでございます。一日も早い復旧復興を願うところでございます。

今回の7月5日、6日の豪雨によりまして、白石町には幸いといえますか、大きな災害はなかったわけでございますけれども、近年、こういったゲリラ豪雨と言われるような大雨が見受けられまして、町内でも家屋の浸水、あるいは田畑のあるいはまた道路の冠水が多く見受けられまして、毎年こういったことで常襲地帯になってるようなところも、地域もあるようでございます。こういったことで、町はこういった対策をどのように考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○山口弘法農村整備課長

本町は、御存じのとおり有明海湾奥に位置し、大雨時には有明海の干満の差を大きく受ける地域でございます。満潮時には、自然排水ができずに強制排水に頼っている状況でございます。現在、排水機場が六角川沿線に7箇所、塩田川沿線に4箇所、有明海沿岸に10箇所設置されてございます。このほかにも、地域内の排水を行うために、毎秒0.3トン未満の排水ポンプが六角川沿線に3箇所、只江川沿線に1箇所、廻里江

川沿線に2箇所設置され、大雨時に稼働をしている状況でございます。町内の排水についてはほとんどが農業用の水路を経由して排水されていますので、地域内の排水委員さんやゲート操作員と連携しながら予備排水を取り入れ、排水に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、毎年のように発生する集中豪雨のときには、家屋への浸水や畑の冠水が発生しております。このような常襲地帯には、排水ポンプなどで強制的に排水することで被害を最小限に抑えることはできると思っておりますけれども、既存排水機場の事業計画との整合性が不可欠でございます。新たに設置するというのは非常にハードルが高い状況でございます。

このような中、現段階では、特に予備排水や降雨後のゲート操作による排水調整をお願いするとともに、事後に排水調整委員さんや区長さんなどの関係者と簡水状況や排水調整の検証を行いまして、他の地域への排水が可能かなども含めた改善点を各地域の方と一緒に模索していきたいと、こういうふうに考えております。

以上です。

○荒木安雄建設課長

それでは、建設課のほうから御報告いたします。

まず、議員さん、皆さん方、この資料を見てごらんいただきたいと思います。

これは、7月4日から9日までの6日間の九州北部豪雨の降水量をグラフ、それから棒グラフ、表にしたものでございます。

まず、一番左の白石町でございます。白石町、4日から9日まで6日間、合計482ミリ降水しております。そのうち6日に310.5ミリ、それから時間雨量にしまして53.5の雨量が降っております。

続きまして、朝倉市でございます。朝倉市では、4日から降り始めまして、5日に516ミリ降っております。それから、時間雨量129.5ミリを記録しております。朝倉市では、合計6日間で654.5ミリの降水量となっております。

それから、日田市でございます。日田市も6日間で485.5ミリの降水量、それから1時間に87.5ミリを記録しております。その下は棒グラフにしたものでございます。

今回の九州北部豪雨の特徴といたしましては、7月4日から降り出した雨は、5日、朝倉市で線状降水帯が発生し、1時間に50ミリを超える雨が8時間以上降り続け、5日の1日だけで516ミリの降水量となり、山崩れ、それから河川の氾濫による洪水などの大災害が発生をいたしました。

白石町では、6日に310.5ミリ、時間雨量53.5ミリの大雨となり、県内では一番の降水量となっております。また、4日から9日の降水量は、白石町が482ミリで日田市が485ミリと余り変わらない降水量ではありましたが、時間最大降水量が白石町では53.5ミリ、日田市では87.5ミリで、この差34ミリも多く日田市に降水しており、山崩れや洪水が発生をいたしました。

次の写真を見ていただきたいと思います。

これは、この大雨により朝倉市、日田市からヒノキ、杉などの流木が流れ着いた写真でございます。このときはもう若干流木を撤去しておりましたので、これくらいし

か写真は写っておりませんが、その中でクレーンで撤去している写真もございます。除去につきましては、県からの発注によりまして9月いっぱいには流木を撤去しなさいという指示が出ておりまして、お盆前までには流木の撤去が終了したようでございます。

それから、下のほうの写真でございます。これは、テレビや新聞で報道がなされておりました朝倉市の松末小学校の門柱が白石町に漂着した写真でございます。それで、この標柱は、今現在白石町役場のほうに保管をいたしております。松末小学校からは、ある程度したところで役場のほうへ標柱をとりに来られるそうでございます。それからあと、このほかにも上のほうにお食事処ひたの写真とかございますけれども、ほかにもいろんな物が白石町へ漂流して到着いたしております。

以上で資料の説明を終わります。

それから、先ほどの議員の対策はどのように考えているのかという御質問でございました。

7月6日、集中豪雨により町内各所で田畑、道路冠水を初め家屋の床下浸水、冠水等の被害が発生をいたしました。その原因と考えられますのが、議員おっしゃいますとおり、時間50ミリを超えるいわゆるゲリラ豪雨が発生し、白石町では7月6日の1日で310ミリの降水量を記録しております。町内各所の主要河川等の末端部に排水機場が整備されているものの、短時間での集中豪雨が発生した場合は排水が間に合わず、今回のような冠水害が発生したと考えております。

また、今回の豪雨が6月の用水時期にも重なっており、空梅雨も影響してか思い切った予備排水ができなかったことも要因の一つではないかと考えられます。毎年度町で開催しております用排水調整会議の折にも、予備排水の操作のお願いをしているところでございます。

今後の対策といたしましては、多量の降水が予想される場合には、事前の予備排水が必要不可欠となってまいりますので、今後とも区長さん、排水調整委員さんの皆様には上下流の連携をとりながら予備排水のお願いをしていくとともに、国、県へ対して町内排水機場及び排水施設の能力アップについて今後も要望を行っていきたく思っております。

以上でございます。

○井崎好信議員

答弁が長くなっておりますので、ちょっと私のほう急ぎますけれども、自然排水ができない場合はもうポンプアップというようなことから、町内21箇所のポンプ場が稼働するというようなことで、両課長とも予備排水をとお願いをしたいというようなことでの答弁であったかと思えます。降水量につきましても、白石町は1時間当たり53ミリということで、朝倉市はこの倍以上、そして日田市は30ミリに近い多い降水量になったというようなことで、これがもう少し、あと20ミリ、10ミリでも降ったら、白石町でも大きな災害もあったかなという感想を持ったところでございます。

それでは、予備排水というような答弁をいただきましたので、次の2点目に移らせていただきたいと思いますというように思います。

ゲリラ豪雨というのは、雨雲レーダー、今もある程度ではございますけれども、このレーダーによって予測ができるものだというふうに私は思っております。きょうも先ほど申しましたように、大雨洪水雷注意報ですか、発令をされております。そういったことで、そういった大雨が予測される場合に、先ほど答弁にもございましたように、事前に町の指導で、私は予備排水という言葉は余り好きじゃなかばってんが、事前の排水、強制的にそういった排水委員さんの連携で地沈水路にたまっている水を事前に排水をすることで、水害を防げるんじゃないかというふうに思っているわけでございます。その辺どういったお考えでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

本町では、雨季前に建設課と農村整備課が連携をいたしまして、用排水調整会議を開催しております。町内のゲート进行操作している方に、白石、福富、有明、3つの地域ごとに集まっていたきまして、ここの会議の場所で予備排水や水路の貯留ポケットの役割などについて説明を行っているところでございます。今、貯留ポケットと言いましたけれども、俗に言う水路のカマチから上の部分を貯留ポケットというふうなことで御理解していただきたいと思えます。

また、その機会に地域のことに精通されました地区の皆さんに用排水路について検討していただける場ということで行っているところです。地域の皆さんがこういう機会を活用して予備排水も含めた排水調整について地域間の連携が図れるように、町として機運づくりに努めているところでございます。

また、大雨が予想される場合には、排水調整委員さんやゲート操作委員さんに連絡をいたしまして、各地域で連携をしながら予備排水などの調整を行っていくために、天気予報、これからはひどく雨が降りますよとか、そういった情報を積極的に提供いたしまして、減災に努めていきたいなというふうに思っております。

以上です。

○荒木安雄建設課長

建設課についてお答えをいたします。

白石町では、出水時期における地区同士の連携強化及び意思統一を図るため、毎年度5月ごろに地域ごとに用排水調整会議を開催しております。議員おっしゃいますとおり、事前の予備排水については、地沈水路に限られず小水路まで含めた事前の排水、カマチからの上の断面、いわゆる貯留ポケットづくりについては、町としましても排水対策における最重要課題であると認識いたしております。

建設課では、平成26年度から28年度にかけて町内の河川、地沈水路、用排水路でよく作動を行う主要なゲート55箇所に、適正な水管理をしていただくよう量水表の設置を行っております。今後もこの量水表により上下流の水位を見ながら排水調整委員さんの方に適宜ゲート操作をしていただき、水害にならないよう指導していきたいと思っております。ただ、地域の用水としての貯留であり、地域ごとに協定や取り決め等がある場合もあり、町の排水指示としては難しい面もあり、今後も調整会議において上下流のごとの相互連携、予備排水のお願いも行っていきたいと考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

私も、地域ごとに梅雨入り前に排水調整協議会というのを開催されておるといことは、もう承知をしております。それは、ただ梅雨入り前の儀礼的な役をこなすといひますか、そういったことだろうというように思ひます。私が申し上げていひるのは、例えはきょう、大雨洪水雷注意報ですか、出たといひたときに、それは空振りになるかもわかりませんけれども、そういったときに出向いていって、何らかの形でそういった排水委員さん方にゲートば上げてくれへんかのと、そういった動きを事前に梅雨入り前だと、そういうのじゃなくて、こういった場合、たまたまきょう出ました。そういったとき、きょう、何か連絡しましたか。そういう動きを、町の姿勢を見せたいだきたい。そうすることによって、被害を最小限にとどめるといひことができるわけでございます。

私も、数年前ですか、排水委員を仰せつかったことがございまして、私の地域でも常習的に浸水あるいは冠水があつたわけですがけれども、そういった動きによって解消した経緯もございまして。そういった経験から私も申し上げてるところでございます。

先ほど地沈水路の貯水ポケットがカマチより上というふうなことでございましてけれども、もっと大雨のときは底からゲートを上げて、あるいは親子ゲートでございましてから、片方は底から開くということになつてです。それを底から上げて、一時的でよかです、流れるまで。降りよ間は底から上げて、そして、そういう下の方との連携で上げていただくというふうなことを私はとっていただきたいと、そういったふうには思ひます。

今、地沈排水路が160キロというふうなことを聞いております。160キロで、例えは100メートルで2万トンああぎんですよ、320万トンになるんですかね。そんな程度の貯水能力があるわけですが。また田んぼあるいは小水路と、もっとあるわけですが。それを、そういう大雨、事前に雨が降るばいと、そういう警報が出たときに、そういったときに担当で、担当ばかりで動けん場合は、もっとほかの課からもお手伝いをしてもらうて動くというふうなことを、私は必要だと思ひます。

それで、町長、私はこれ無理なことを言っておりますか。そういったことで、こういった大雨時にそういった陣頭指揮を。もちろん、災害があつたときは町職員の方はいち早く昼夜を問わず庁舎に来ていただいて、対策をしていただきます。ありがたいと思っておりますが、そういう事前にこういう水害の場合はすることで、最小限に食いとめるような方策を、私はもう無理なことは言っていないと思ひます。しかし、そういうゲート、排水委員さんが動いてもらうような形を、そがんないばというふうなです。きょうも庁舎へ来るときも、結構地沈水路たまつとるわけですが。余り降とらんばつたたまつとる。そういうふだんがカマチまででも必要、それでよかろうばつたんが、いつでもこうため、何かそういう風習といひますか、慣習といひますか、水路にためとかんば何か落ちつかんと、ことしは特に雨が降らんやつたといひこともありますけれども、大体そういった傾向にあるというふうには思ひます。その辺、町長、ど

ういったお考えでしょうか。

○田島健一町長

ただいまの質問でございますけども、先ほど課長も答弁いたしましたとおり、用排水の調整会議というものを各地域ごと、今、3地域ということで設けさせていただいて、これについては雨季前にいろいろと御議論をいただいているということでございます。白石町には、嘉瀬川ダムが平成24年に完成してからは、嘉瀬川から水が来るといことで、地下水を用水するためとくといことは不要になったわけでございますので、ここら辺を用水のことと排水のこと、6月という時期、6月、7月というのはどちらも絡んでまいりますので、いろいろと難しいところがあるかと思ひます。これにつきましては、役場が町内全てを網羅して連絡調整するといのはなかなか厳しいかといふふうに思ひます。そういったことから、各地域に調整会議といふのを設置をさせていただいておりますので、この中で役場からの指導助言といふのもあるかと思ひますけれども、あとは地域の中でいろんな取り決め等ともあるかもわかりません。そういった中で運用をさせていただきたいなあとといふふうに思ひます。

年配の方からのお声を聞きますと、ダムの水が来るようになってからは、昔ほどはつからんごとなつたのうといふような言葉を聞き及んでおります。しかしながら、ことしは一点に集中じゃないですけども、地区、地区においては冠水、浸水があつたといふふうに思ひます。そこら辺を先ほど議員言われましたように、5月、定例的な会議といふことだけではなくて、事後の検証をすぐさまやつて、次回の洪水期には二度とこのよふなことがないよふにどうしたらいいだろうかと。タイムリーに検証せないかんかなあとといふふうに思つております。そういったことから、今後は、この調整会議を、まずは平成29年7月の豪雨においてはこふいふ被害があつたのといふことでの検証会を開催していただきたいといふふうに、私としては思つているところでございます。

以上です。

○井崎好信議員

町長のほうからは前向きな答弁をいただいたところでもございます。そういったことで、町長も3月の所信表明では安全な町ですか、白石の安全を図ると、災害に強い町といふよふなことで浸水、冠水の対策をとるといふよふなことも明記をしてございますので、こふいふ大雨時の事前の排水を今後、町長の答弁にございますよふに検証していただいて、最小限に食いとめるよふな対策をとつていただきたい。今からまた台風も襲来も予想もされるわけでございます。大雨も予想されるわけでございますので、こふいふ対策をとつていただきたいといふふうに思ひます。

それでは、3点目に、六角川が氾濫に及ぶよふな危険水域になつた場合に、ポンプアップができない、強制排水ができないといふよふなことがあるわけでございます。六角川の上流域に一時的に貯水をする遊水地を整備するよふな計画があるよふに聞いておりますけれども、この計画の概要はどのよふになっているのか、そしてまたこふいふ早期に町として整備することがいただくよふに要望すべきじゃないかと思ひます。

けでございますけれども、よろしく御答弁をお願いしたいと思います。

○荒木安雄建設課長

武雄河川事務所では、六角川水系におけるおおむね30年間の具体的な河川整備等の内容を記載した六角川水系河川整備計画を平成24年8月16日に作成されており、現在この整備計画に基づいて議員申されました六角川洪水調整池を含めた河川整備を進められています。六角川洪水調整池については、架道の流量を低減するための対策として、六角川中流部の武雄市の採石場に計画がなされており、貯水容量は300から400万立方メートルと想定されております。現在、事業化に向けて関係者と協議調整がなされている段階であるとお聞きいたしております。

以上でございます。

○井崎好信議員

この件につきましては、六角川水系河川整備計画というようなことで、平成24年8月16日に策定をされたということで、5年の計画をしておりますけれども、まだまだ進捗といいますか、進捗は全然もうゼロの状態じゃないかというように思います。

これにつきましては、以前議会でこういった六角川の水害関係について町長のほうからお伺いをしたような記憶がございますけれども、この件について、町長、もう5年もたってるわけですが、どのような御所見をお持ちでしょうか。

○田島健一町長

先ほど課長が答弁いたしましたように、国交省においては、河川整備計画というものに基づいて逐次事業がなされているところでございます。これについては、約30年間の目標ということでされているわけございまして、具体的にどういった工事を実施するかにつきましては、国交相さん側のほうで検討されていくわけでございますけれども。この中に先ほどお尋ねの調整池が位置づけとしては計画はされているわけでございますけれども、これが30年後なのか5年後なのか、10年後なのかというのは、私たちからはわからないところでございまして、大きな事業を行う上ではいろんな事前の調整が図られるものだというふうに思います。そういったことから、先ほど課長答弁がありましたように、協議調整がなされているというようなところを今聞いているところでございます。

私ども白石町は、六角川水系の中で最下流部に位置しておるわけございまして、私は上のほうで降った雨が海に至っていく中では白石町を通過していく。そういったことから、平成2年に大洪水があったときも、六角川では10箇所のでんぷが切れて、8,000戸近い田んぼが冠水をいたしております。そういったことが二度とないように整備が進められているわけでございますけれども、平成2年からもう既に27年過ぎた。そして、先ほどお話がありましたように、平成24年に今後30年間の整備計画を立てられているという中において、国のほうでやっていただくことについては、具体的な工事がこういうことをやっていくということについては、私たちも期成会の一員として一緒に行動してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

○井崎好信議員

平成2年に六角川が決壊をしたというようなことからこういった整備計画が持ち上がったというふうなことでございましたけれども、整備が手つかずの状態でいつになるかわからないというふうな状況であるわけでございますが、今後、町としてそういった整備を急いでくださいと、早期に整備をしてくださいというような要望活動をするおつもりはありますか。

○田島健一町長

期成会には、武雄市長さんが会長で流域の市町が加入しているわけございまして、その一番下流に存在する私たち白石町が一番被害をこうむるようなことじゃいけないわけございまして、これについては、地区内で連携をとりながら動きをしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○井崎好信議員

この調整池は、先ほど答弁あったように、300万トンから400万トンというような多量の雨水を一時的に貯留するわけございまして、六角川の流量を低減をするという非常に効果がある事業だというふうに思っておりますので、ぜひともそういった要望を、活動をしていただいて、早急に処理ができるようお願いをしたいというふうに思います。

続きまして、2項の嘉瀬川ダムからの配水についてお尋ねをいたします。

白石町におきましては、空梅雨の影響やその後降水量が少なかったというようなことで、ダムからの配水は、例年以上に白石町には恩恵を受けたところかというふうに思います。新聞によりますと、きょうの新聞というよりきょうの情報では、嘉瀬川ダムの貯水量26%というふうなことでございます。節水に入ったようでもございますが、今年度、本町に取水をしているわけでございますが、まだまだかんがい期でございまして、配水を節水というふうな中で非常に難しい質問かもございますが、どのように、どれくらいを見込んでいらっしゃるのかお尋ねをいたします。資料の説明までお願いいたします。

○山口弘法農村整備課長

議員のほうから資料請求が出ておりますので、資料の説明をしたいと思っております。

嘉瀬川からの1箇月ごとの取水量というふうなことでござんください。

嘉瀬川からの取水量は、平成24年度から28年度までの過去5年間の平均で840万8,000立米となっております。平成29年8月末までに812万4,000立方メートルの取水を行っているところでございます。

白石町は、蓄水事業により嘉瀬川ダムから取水することができるようになり、地下水から地表水に転換することができております。御存じのとおり、嘉瀬川は下流域で

の洪水対策、飲料水、農業用水などの安定的な水源を確保する手段といたしまして、嘉瀬川上流にダムが建設されております。

今現在、今先ほど議員さんもおっしゃりましたけれども、嘉瀬川ダムの状況でございますけれども、国土交通省武雄河川事務所からの情報によりますと、嘉瀬川ダム流域における降雨量につきましては、ことし1月から8月までの間に1287.9ミリ降っております。近年10年間の平均の約68%程度でございます。また、貯水率の推移でございますけれども、6月30日に61.2%、7月14日には、若干雨が降って68.2まで回復しておりますけれども、その後降雨が少なく、8月18日に40%、9月2日は30%を下回っております。議員申されましたように、本日現在では26%というふうなことでございます。ダムの管理開始以降最低の貯水率を更新しているというふうな状況でございます。

このため、8月3日及び18日の日に河川管理者や水利者、関係自治体で構成する嘉瀬川水系渇水調整協議会が開催されまして、またさらに9月5日の日に同会議を開催されまして、きょう、本日から10%から30%まで制限することが決められております。今後まだ雨が少ない状況が続きますけれども、さらなる対策の強化が必要になることも考えられます。このような状況でありますけれども、過去の実績を勘案して、かんがい期、大体10月10日ぐらいまでと考えておりますけれども、本町に必要な配水量につきましては、160万立方メートル程度の水は必要じゃないかなあというふうに考えております。

以上でございます。

○井崎好信議員

今後、まだあと160万立方メートルの水が必要であるというふうな答弁でございます。水稻の夢しずくはもう色づきをしまして落水の時期となっておりますが、ひのひかりあるいは餅に、さがびより、餅につきましてはまだまだかんがい期であるわけでございますけれども、この取水制限10%、30%の制限によって本町に影響はあるのでしょうか。

○山口弘法農村整備課長

嘉瀬川の水につきましては、当然節水に努めていかなければならないというふうに思っております。町内にありますため池がございます。ため池につきましては、満水の状態で540万トンぐらいの能力がございます。幸いにも、7月の大雨の時点で貯水率が若干回復をしておりますので、これからの稲作に必要な水量というのは、もう今議員さんがおっしゃられましたようにピークが過ぎておりますので、節水の必要はありますけれども、確保できるというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

町内のため池は、7月の降雨によりましてある程度たまっているというようなことから、今後、ピークを過ぎたこともあって大丈夫だという安心をしたところでござい

ます。

それでは、2点目に、近年、水稻品種の多様化やWC S飼料用米などの作付が増加をいたしまして、代かき用などが一時的に不足すると聞いております。かんがい期における農業用水の計画的な配水が重要であると思われまます。町内のため池や嘉瀬川ダムからの配水体制はどのようになっているのか。また、最近では、裏作を考えて早期の作付がふえてきているのが現状かと思ひますけれども、現在のような6月期の配水量を見直すように要望はできないのかということでお尋ねをしております。これも来年の嘉瀬川ダムの貯水量が今後の雨量ではどうなるか心配をするわけでございますが、その辺答弁できたらお願いしたいと思ひます。

○山口弘法農村整備課長

嘉瀬川ダムに貯水されました水につきましては、川上頭首工右岸から取水される用水は河川協議によりましてため池や水路の水をまずさきに使うと、そして不足する分を嘉瀬川ダムに依存するというふうな当初の計画でございます。

町内にありますため池、水路の用水につきましては、白石土地改良区のほうで管理を行って、各地域からの要請を受けて配水を行っていただいております。

また、嘉瀬川からの取水、配水につきましては、各地域からの配水を白石土地改良区に取りまとめていただきまして、配水日の前日10時までに佐賀西部地域推進連絡会を通じまして取水口を管理しております佐賀土地改良区に要請をしております。佐賀土地改良区におかれましては、直ちに関係機関と連絡調整を行ひまして、要請日の10時から配水をするというふうなことになっております。

近年、兼業農家の増加に伴ひ営農形態が変化しております。休日に代かき、また田植えが集中して、一時的に配水が増大、一部の地域では配水に時間がかかるというふうなこともあつております。各農家の営農形態もあると思ひますけれども、地域の実情に即した計画的な配水ができるよう、白石土地改良区と各地域の配水役員さんなど関係者に調整をお願いしているところでございます。

次に、6月期の配水を見直すような要望ができないかというふうな質問だつたと思ひます。

農業用水の許可水利権については、河川法に基づき河川管理者の許可を受けた者でございます。期別の最大取水量や年間総取水量の許可の内容及び取水条件につきましては、水利使用規定に定められ、農業用水は10年ごとに更新、また必要水量の確認が行われているというふうなことになります。佐賀西部地区の配水見直しの時期については、現行の水利期限が平成32年3月31日でございます。それでございますので、平成32年4月からは水利権が更新されるというふうな予定となっております。

今年の5月及び7月には、九州農政局より佐賀西部土地改良区や白石土地改良区に代かき時の不足に対しての要望についての聞き取り調査があつてございます。今後、水稻の品種ごとの作付時期や面積を調整して、水使用の実態を反映し、調整した上で河川管理者と見直しの協議が行われた後に、水利権の更新がなされると思ひます。配水量の見直しにつきましては、九州農政局や県、それから佐賀西部地域推進連絡協議会及び関係土地改良区と連携をいたしまして、河川管理者でございます国土交通省へ

要望していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

嘉瀬川ダムからの1箇月毎の取水を見ておりますと、6月期は平均水量よりも多くの取水量がことしの場合といたしますか、6月にはあってるようでもございます。それだけ制限水量以上の取水料を御配慮いただいた結果だろうというふうにこの資料からは見受けられるわけでございます。しかしながら、これはいろんな関係機関との協議の中で水利権がございますので、こういった要望は非常に難しい面もあるかと思えますが、町長は土地改良組合長でもございまして、そしてまた首長でもございます。今回の嘉瀬川ダムの貯水量が下がったというふうなことを受けまして、全般的に考えたときにどういった御見解をお持ちでしょうか。

○田島健一町長

まずもって、ただいまの質問、6月期配水量の見直しのことをお答えをしたいというふうに思います。

これにつきましては、先ほど課長が申しましたとおり、平成32年より水利権、配水量の更新が予定をされているところでございます。私も佐賀西部地域推進連絡協議会の会長、そして白石土地改良区の理事長でもございますので、関係機関と協議連携しながら国土交通省に対して要望をしていく考えでございます。

なお、議員からも御質問のように、今年度においては一時的な不足が生じている実態を踏まえまして、32年度よりということじゃなくて、それ以前にも更新ができないかについても、国土交通省に対して検討の要望をしまいたいというふうに思います。

そして、さきの質問でございました貯水量の減少、濁水に関しましても、私のほうからも発言をさせていただきたいというふうに思います。これにつきましては、課長答弁にもありましたように、本日より取水制限になっております。そこで、私ども白石町にとりましては農業用水のピークというのは過ぎているかというふうに思いますけれども、まだまだ農業用水につきましては9月、10月、さらに資料にもありますように、冬場においてもレンコン等々に水が要るということで配水がなされているところでございます。そういったことから、今後雨がどのような降り方になるかわかりませんが、農家の皆さん方には節水及び有効利用を図っていただきますようお願いを申し上げたいというふうに思います。

あわせまして、白石町内の水道水、これ命の水になるわけでございますけれども、この全量は佐賀西部広域水道及び西佐賀水道より供給をされておりまして、全量が供給をされております。よって、町民の皆さん方には、水道水につきましても節水及び有効利用を図っていただきますようお願いをしたいというふうに思います。

以上です。

○井崎好信議員

町長からは6月期の取水量、配水量につきましては、32年までというふうなことでございますけれども、それ以前にということで要望をしていくという前向きの御答弁をいただきました。よろしくお願いをしたいというふうに思います。

嘉瀬川ダムは、先ほど町長の答弁もございましたように、公有水あるいは水道水に使われるというようなことで貴重な水でございます。本町にとりましても水がめでございまして、大事に使わなければならないというふうに思います。白石寄りのダム周辺に雨が降ることを祈念いたしまして次に移らせていただきたいと思います。

3項は、水産業の後継者育成についてであります。

本町のノリ養殖業者は近年廃業が進んでおり、後継者は地域によっては育っているものの、現状のままでは衰退をしていく一方だというふうに思っております。町として後継者の育成をどのように考えていらっしゃるのか御答弁をお願いいたします。

また、資料の請求をしておりましたので、説明までお願いしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

資料が請求がなされておりますので、資料について説明いたします。

本町における現在のノリ養殖業者につきましては、3支所につきまして平成10年から今年度、29年度までを記載しております。本年度で3支所の合計92戸でございます。その下の段についておりますけれども、後継者の分でございますけれども、各関係者のほうに、漁協のほうに問い合わせをしたところ、過去の分はわからないというふうなことで、本年度分のみ記載をさせていただいております。後継者がいらっしゃいますところは、33戸でございます。10年前の平成19年では142戸だったのが、減少の一途をたどり、ここ10年で65%までに減少しております。このことは、漁業の完全な発展、悪影響に及ぼすことはもちろん、農村地域に活力の低下を招くものだと考えております。

ノリ養殖業者の減少の要因といたしましては、後継者不足による廃業がほとんどだと思っております。主な理由としては、後を継ぐ子供がいない家庭や、子供がいても学校を卒業後、家業のノリ養殖業を継がずに他の業種の職につくというふうなことが考えられます。後継者不足の中心的な要因につきましては、ノリ価格の低迷によるたび重なる赤潮の発生に伴う色落ちが深刻化し、安定した収益が得られないと。それに加えて設備投資や燃料などの経費がかかることで漁家の経営が苦しいということも要因だとして大きく考えられます。また、ノリ養殖だけでは通年操業ができないというノリ養殖業特性に通じる要因があろうかと思っております。

このような後継者不足の要因を解決するための施策といたしまして、漁獲の安定に結びつかせるために、有明海の環境保全や漁港施設の充実化を進めることにより就業環境の改善を図ることと、また協業化という経費の削減を視野に置いた施策が有効であると考えております。

いずれにせよ、後継者が魅力を持てるような環境を整えることが重要であり、今後も国、県、漁協など関係機関と連携をとりながらの方策を検討していきたいというふうに考えております。

以上です。

○井崎好信議員

資料の説明では、3支所合計平成10年に191名経営体があったものが、今年度では92名ということで48%の減少と、半分以下になったということがうかがわれるかと思えます。後継者におきまして、福富支所では38%、新有明支所では44%、そして白石支所では21%と大きく落ち込んでいるわけでございます。こういった要因も後継者不足というふうなこと、そしてまた仕事の厳しい割に生産が安定してないというふうなものも要因というふうなことでございます。

対策といたしましては、環境の保全なり施設の充実、そしてまた漁家のコストダウンにも努めていただくというようなことであったかと思えます。

それでは、時間も押しておりますので、2点目に、漁業者の担い手確保のために、佐賀県では新規漁業就業者支援事業として漁業就業者希望者へ基礎知識と資格を充実をさせ、受け入れ漁家で働きながら専門的な技術の研修、習得をして着業していただくような施策が実施をされております。本町の漁協内でも成功事例もあっているようであります。大変な有益な事業ではないかと思えます。町でも積極的にかかわって推進していくべきだというふうに思いますが、いかがお考えでしょうか。

そこで、私から事業の説明を持ち込み資料ということでしておりましたので出させていただきますけれども、裏のほうを見ていただいて、図解で示されるほうを見ていただければおわかりかと思えます。

これは、佐賀県の事業でございまして、就業の希望者が受け入れ漁家をマッチングをしてやっていくというような事業でございます。まず、学ぶ給付金3万1,500円、そしてまた受け入れ漁家には指導謝金として月10万5,000円と、そしてまた15日働くことによって12万円ということで、収入として15万1,250円が月々、これは2年間でございますが、いただけるというふうな、結構な事業かと思うわけでございます。今、例があると言いましたけれども、成功されて、一生懸命今着業されて、ノリ養殖業に精を出しておられます。こういったことで、こういった事業を今から進めていただきたいというふうに思いますが、その辺の御答弁をお願いしたいと思います。

○山口弘法農村整備課長

漁業全般におきまして、漁家の方、漁協との意見、情報交換を行いながらどのような支援を必要とされているのか、何をどれくらい支援できるのかというふうなことを検討していく必要があるかと思っております。

以上です。

○井崎好信議員

よろしく御推進をお願いしたいと思います。ノリ養殖業も始まって六十数年かというふうに思えます。まだまだ外食産業には需要が多くて、成長産業でもございます。今後、衰退していかないように後継者の育成に推進をお願いしたいと思いますということをお願いをいたしまして、私の一般質問終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで井崎好信議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

10時32分 休憩

10時51分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

先ほどの井崎好信議員の一般質問に対する答弁の中で一部訂正をしたいと建設課長から申し出がっておりますので、発言を許可いたします。

○荒木安雄建設課長

先ほどの井崎議員の説明の資料の中で、松末小学校の門柱はとりに来られると発言をしておりましたけれども、学校教育課のほうから松末小学校へ持っていかれるそうでございます。

以上訂正をいたします。

○片渕栄二郎議長

ただいまの申し出については、会議規則第62条の規定に準じ、発言の訂正を許可することといたします。

次の通告者の発言を許します。大串武次議員。

○大串武次議員

議長の許可を得ましたので、一般質問に入らせていただきたいと思います。先ほども出ておりましたけど、本日の佐賀新聞に嘉瀬川ダムの貯水量が27%ということで、昨日現在で過去最低を更新し続けているというようなことで掲載がなされておりました。きょうの雨で少しは安堵感もしているわけでございますけど、ことしは何とかなくても、今後の雨によっては来年が相当心配をしなければいけないのではなかろうかなあというふうなことで考えておるところでございますので、ある程度今後降雨に期待をしたいと思っております。

それから、ことしは空梅雨で降雨量が非常に少なく、農業用水の水引きは毎日のようになされ、区長さんを初め水利委員さんなどの関係の方々に御苦勞に対し深く感謝申し上げたいと思います。

それでは、一般質問に入らせていただきたいと思います。

今回、3項目にわたって質問をさせていただくわけでございますけど、転作が来年度から見直されているというようなことで、具体的に1つ項目ずつお願いをしたいというふうに思います。

最初に、経営所得安定対策等についてでございますけど、国による米の生産調整、減反が2018産米から廃止されることになり、制度はどう変わるのかお伺いいたします。

○田島健一町長

大串議員からの制度はどう変わっていくのかということでございます。

政府は米政策の見直しとして、平成30年産から国による生産数量目標の配分を行わなくなり、国が策定いたします需給見通しを踏まえつつ、生産者や集荷業者などの団体が中心となって需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体、現場が一体となって取り組むこととしております。

新聞等で減反の廃止と一部の報道がございましたが、減反自体の廃止ではなく、国からの生産数量目標の配分、これがなくなるということでございます。

また、先ほど行政、生産者団体、現場が一体となつてと申し上げましたが、そういった方々が構成員となりまして、県レベルでは佐賀県農業再生協議会、地域レベルでは白石町農業再生協議会が、米の生産調整について生産組合なり各農家へ生産の目安について配分をしていくこととなります。

以上です。

○大串武次議員

今、説明いただきましたけど、国が2018年産から米の生産数量目標の配分をやめられる中で、白石町農業再生協議会の取り組みはどう進めていこうと具体的に考えておられるのかお尋ねいたします。

○田島健一町長

私自身、白石町農業再生協議会の会長を仰せつかっておりますので、私のほうから若干御説明をいたしたいと思っております。

まず、白石町農業再生協議会について御紹介をいたします。

構成員につきましては、行政として白石町、杵藤農林事務所、白石町農業委員会、関連団体として白石土地改良区、JAさが白石地区、米穀取り扱い商社、生産者代表としてJA各支所の生産組合長、米、麦、大豆を経営する担い手農家、白石、福富、有明各地域の集落営農の代表者、そして消費者代表として白石町地域婦人連絡協議会の総勢29名で構成をされております。

さて、先ほど申し上げましたとおり、国からの生産数量目標は配分されなくなりますが、全国や各県ごとの需給の見通しについては毎年国から情報提供がなされます。これを踏まえ、まず、佐賀県農業再生協議会において佐賀県の基本的な方針が決定をされ、白石町農業再生協議会へ配分されることとなります。その配分をもとに、白石町農業再生協議会において水田でどの作物をどれだけ作付するのかの方針を決定し、各地域の生産組合や農業者に配分することとなります。つまり、米の生産調整については、国からの配分が示されなくなるものの、米価の下落を防ぐために生産調整自体は今後とも各都道府県及び各地区ごとに続けていくこととなります。

また、米の生産調整については、白石町や佐賀県のみならず、各都道府県がその状況に応じ、真剣に取り組むをしていただく必要がございます。そうでないと、米の供給過剰につながり、米価が下落することは明らかであります。そのようなことにならないよう、佐賀県や国に要請をもしたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○大串武次議員

町長の答弁を聞いておりますと、ほとんど従来と変わらないというふうなことで、米価を安定させるために白石町はもちろん、県、全国にもほぼ今までどおりといたしますか、それ以上の努力をしていかなければいけないという旨が伝わってまいりましたので、ある程度安心はしたところでございます。

それでは、今まで交付金がそれぞれこう具体的に分かれて交付がなされていたわけでございますけど、これは一項目ずつ追ってお尋ねを申し上げていきたいというふうに思います。

水田で麦、大豆、米粉用米、飼料用米などの作物を生産する農業者に対して水田活用の直接支払交付金の戦略作物助成は、麦、大豆、飼料作物では、現在10アール当たり3万5,000円は来年度も交付単価は変わらず、交付がなされるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

私のほうから回答をさせていただきます。

今年度の水田活用の直接支払交付金につきましては、戦略作物助成といたしまして、麦、大豆、飼料作物を基幹作物として作付した場合に、10アール当たり3万5,000円が交付されます。また、10アール当たり、WC S用稲は8万円、加工用米は2万円、飼料用米、これにつきましては収量に応じて5万5,000円から10万5,000円の範囲で交付されることとなっております。なお、交付単価につきましては、国が決定をいたしました公定単価となっておりますのでございます。また、麦がこの対象となるためには、麦の収穫後に水稻を作付されない場合、対象となることとなります。

御質問の来年度以降も交付単価は変わらないのかということでございますが、この戦略作物助成の交付単価につきましては、2018年度以降見直される可能性もあるかもしれませんが、はっきりお答えできる現在の状況ではございません。ただし、経営所得安定対策の制度自体は今後も継続されていくと国のほうから聞いているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

それでは、地域が作成する水田フル活用ビジョンに基づきまして、二毛作や耕畜連携を含め、水田における麦、大豆、生産性向上などの取り組み、地域振興作物の生産取り組みなどに支援されているその他野菜、転作野菜でございますけど、これは8,000円、大豆飼料作物団地化高度利用加算助成8,000円、麦わら有効利用への助成1,000円、大豆不耕起播種技術への助成3,000円、地域振興作物への助成4万円、二毛作助成1万円、耕畜連携助成9,000円は、これについても来年度以降10アール当たり単価は変わらず、交付がなされるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

御質問の件につきましては、白石町農業再生協議会で作成をいたしました地域の作物振興の設計図となります水田フル活用ビジョンに基づき高付加価値化や低コスト化を図りながら地域の特色ある魅力的な産品を創造するため、農業再生協議会の裁量で活用可能な産地交付金によりまして二毛作や耕畜連携を含めた産地づくりに向けた取り組みを支援するものでございます。

今年度の産地交付金につきましては、当初配分において平成28年度に対しまして8割の配分となったところでございます。特に二毛作助成につきましては、1万5,000円の固定単価であったものが、今年度から産地交付金の取り扱いとなったことから、予算の枠内で試算をいたしまして協議会の中で十分に協議をしていただいた結果、白石町では、現在のところ1万円というふうになったところでございます。

来年度以降の産地交付金につきましては、対象作物の面積により国からの補助金配分枠がある程度決まることから、その補助金配分枠の中で毎年農業再生協議会で調整することとなりますので、交付単価が変動する可能性もございます。

以上でございます。

○大串武次議員

今までのところの交付金については、見直しが検討されているが、何とか平成30年産は大丈夫であろうというようになってございますけど、今一番新聞あたりで報道がなされております次の問題でございますけど、米の生産数量目標に従って生産を行った販売農家、集落営農に対して標準的な生産費と標準的な販売価格の差額分に相当する米の直接支払交付金、10アール当たり以前は1万5,000円が7,500円に減額されたわけでございますけど、これについては来年度以降も交付金があるのかどうか。新聞あたりではもう削除されるというふうな報道を目にしているわけでございますけど、これについてお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

米の直接支払交付金の御質問でございます。

これにつきましては、経営が不安定な農業者を支援するため、平成22年度から戸別所得補償モデル対策事業として始まっております。御質問にもあったとおり、当時1万5,000円であった交付単価が、平成26年度から7,500円に減額をされたところでございます。

この交付金につきましては、平成29年産米までと現在決定をいたしております。これにつきましては、平成30年産米以降は廃止というふうになるところでございます。米の支払交付金の平成28年度交付額は、約2億1,600万円というふうになっております。これが交付されないということになりますけども、これにつきましては、農業経営や農業法人の運営、ひいては地域の経済に少なからず影響が出るものと思っております。

以上でございます。

○大串武次議員

今の説明によりますと、想像していたとおりといたしますか、直接支払交付金の7,500円が廃止されるということでございます。これにかわる事業は何か国として考えて、何か新聞で読んでような気がいたしますけど、ほかの事業がおわかりでしたらお伺いしたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

米の支払交付金が廃止になるということで、かわる制度は国のほうで考えられていないのかという御質問でございます。

これにつきましては、本年8月26日付の日本農業新聞によりますと、国は平成30年産から産地交付金を見直す方針であり、その内容は転作を前年より拡大した場合、その面積に応じ10アール当たり1万円を都道府県に配分するという報道がっております。現在、まだ農業新聞の報道ということになっておりまして、今後、国の動向を注視して情報提供に努めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

ことしの減反が白石町全体で普通三十四、五%でいいものが、実質は40%多分乗ったと、このごろの集落座談会で聞いたわけでございますけど。その分は深掘りというふうなことで通称言われておるようでございますけど。今の説明は、7,500円の分が目標数量がオーバーすると、今度のこれの1万円に変わるというふうなことでございますけど、白石町として深掘りをそのまま暗黙していくといたしますか、容認していくといたしますか、私は、目標数量の分は転作をびしっとある程度固定的にして、それ以上水稻作付をできる分は水田を荒らさないと、荒らしておるところはいらっしやいませんですけど、水稻の面積はある程度65%、単純に申し上げておりますけど、米をつくれる分はできるだけつくっていただくよう、推進協議会のほうからも転作が余りふえて、転作の奨励金も見直される格好がふえて検討なされているわけでございますので、なるべく水稻が作付される分は作付をしていただきたいというふうなことをJAと連携を組みながら対処していただくようお願いしたいというふうに思います。

それから次に、麦、大豆など生産量目標に従って生産を行う農業者に対して標準的な販売価格の差額分に相当する面積払い、通称営農継続払いと言っておりますけど、数量払いの畑作物の直接支払交付金、ゲタ対策は来年度以降も今までどおりこれについても交付金はあるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

畑作物の直接支払交付金、いわゆるゲタ対策について、まず対象者といたしましては、農業法人を含む認定農業者、集落営農認定新規就農者でございます。また、集落営農は、法人化が確実と判断された集落営農に限られているところでございます。このゲタ対策につきましては、作物の作付面積に応じて支払う面積払い、営農継続払いと作物の生産、用途、品質に応じて支払う数量払いの2種類がございます。

面積払いは、麦、大豆であれば10アール当たり2万円が交付されることとなっております。これは、販売を目的として生産されていることが要件となっているところでございますが、自然災害などの合理的理由がなく、打ち込んだ場合などは補助金返還というふうになっているところでございます。また、数量払いの内金として先払いがなされております。

次に、数量払いですが、作物ごとに単価設定がなされておりました、収量と品質に応じて支払いますが、面積払いにて先払いを行っている場合については、その額を差し引いた額が交付されるということになっているところでございます。

さて、ゲタ対策が来年度以降も今までどおり続くのかというふうな御質問でございますが、現在、廃止するという情報はございません。また、これが廃止されるということになると、農業経営が立ち行かなくなってしまうことが十分予想をされますので、事業名が変わることはあっても、制度自体は存続されるものというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

それでは、経営所得安定対策の最後の質問になりますけど、米価下落時に経営の下支えをする収入減少影響緩和対策、ナラシ対策は今後も継続がなされるのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

お答えをさせていただきます。

米、畑作物の収入減少緩和交付金、いわゆるナラシ対策の対象者につきましてもゲタ対策と同じでございます、農業法人を含む認定農業者、集落営農認定新規就農者でございます。これもまた、集落営農につきましても、法人化が確実と判断された場合に限られているところでございます。ナラシ対策につきましても、米価等が下落した際に収入を補填する制度であります、例えば米価が下落した場合でも、麦、大豆の収入も合算した上でのプール計算というふうに取り扱うこととなっているところでございます。ナラシ対策の補填金額は、米、麦、大豆を合わせた標準的収入額から当年産収入額を差し引いた収入減少額の9割が補填金額というふうになります。

さて、ナラシ対策が継続するののかとの御質問でございますがゲタ対策ともども廃止されるという情報は現在ございません。

以上でございます。

○大串武次議員

ほとんどが、直接支払交付金の7,500円以外は現状維持というふうなことで、ちょっと安心をしたわけでございますけど、実質、法人化も進めているわけでございます。こうしますと、今までは収入減少、例えば、最後の収入減少対策でも、個人でのあれではあったわけでございますけど、法人化になりますと組織は大きくなってまいりますので、法人の見比べに収入、全体のあれになっていくんじゃないかと思っておりますので、

できるだけ個人としても、法人、一個人に私たちも加入させていただいておりますので、こういうふうなのにかからないよう努力はお互いしていかなければいけないんじゃないかなあというふうなことで、再認識をさせられたところでございます。

特に、先ほども申し上げましたように、転作がスムーズにいきますよう、再生協議会を中心に転作面積がはるかにオーバーしないよう、調整をしながらスムーズにいくよう進めていただくようお願いを申し上げまして、1項の質問を終わらせていただきたいと思います。

次に、平成31年度から実施される予定になっております収入保険制度についてお尋ねをいたします。

収入保険制度の具体的な仕組みはどうなっているのかお尋ねいたします。

○堤 正久農業振興課長

御質問の収入保険制度の件ですが、若干答弁が長くなるかもしれませんが、御了解をいただきたいと思います。

平成29年6月に農業災害補償法の一部を改正する法律が可決、成立をいたしまして、収入保険制度が平成31年から運用が開始される予定でございます。また、農林水産省は、平成30年度の概算要求で収入保険制度に重点を置き、基金に積み立てる額といたしまして531億円程度の要求を行ったように報道等もなされているところでございます。収入保険制度は、品目の枠にとらわれず、全ての経営品目を対象といたしまして、収量減少と価格下落も含めた収入減少を補填する仕組みとなっているところでございます。また、実施主体は農業共済団体が新たに設立いたします全国組織となっておりますが、現在設立に向け調整中であるとのことでございます。

白石町での実際の事務につきましては、杵島地区農業共済組合が行うこととなっております。まず、対象者といたしまして、青色申告を行っている農業法人や個人である農業者です。また、集落営農法人の構成員であっても、タマネギやイチゴなどについては個人経営というふうになっておりますので、その方が青色申告を行っている場合は対象者となることができます。青色申告は、5年以上の実績がある方が基本というふうになっておりますが、1年分の実績があれば加入できるようでございます。ただし、5年間の青色申告実務者と実績者との違いも考慮をされておまして、補償限度額を申告、実績が5年に達するまでの間に徐々に引き上げていくなどの措置が見込まれているようでございます。なお、新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成30年3月15日までに税務署に青色申告承認申請書を提出する必要があります。この申請を行えば、平成30年分の所得から青色申告を行うことができますが、収入保険制度に加入できるのは、平成32年からというふうになります。

次に、補償内容でございますが、最高割合で加入した場合ということで申し上げますと、当年の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補填をすることとなっております。また、補填の基準となります基準収入につきましては、ナラシ対策は過去5箇年間で、最高と最低を除く3箇年の平均となっているのに対しまして、収入保険制度につきましては、過去5年間の平均収入とすることが決定をされているということでございます。

重ねての答弁になろうかとは思いますが、収入保険制度のメリットは、農業収入の予期せぬ減少が生じた場合に、品目の枠にとらわれずに収入全体を見て、総合的に対応し得るセーフティーネットを整備される点と、一般的にはこれまで農業共済の対象外であるなど十分なセーフティーネットが措置されていなかった野菜などの生産販売や副業経営に取り組む場合にメリットが大きいものと言われております。また、これまでの米、麦、大豆など品目別対策は地域データを活用されていたのですが、地域全体で被害等が発生しなければ補填が受けられなかったが、収入保険制度は個人の収入に着目をするので、個人の事情に対応したセーフティーネットとして機能するというメリットがあるものと考えているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

非常にいい仕組みのようでございますけど、保険料なり積立金、補償額はどうなっているのかお伺いいたします。

○堤 正久農業振興課長

現在、農林水産省から出されております収入保険制度に関する農業競争力強化プログラムの内容についての中で保険料、積立金と補填金額の試算が示されているところでございます。

基準収入額が1,000万円の農業者が最高の補償限度額9割、支払い率9割を選択した場合でございますが、保険料は7万2,000円、積立金は22万5,000円と試算されているようでございます。その場合の補填金ですが、30%の収入減少に対しまして180万円、50%では360万円の補填がなされる計算となっております。また、保険料につきましては、国から50%の補助がございましては、掛け捨てというふうになっておりまして、その辺が若干異なるところでございます。それと、積立金では75%の国からの補助があります。補填に使用されない限り翌年度に繰り越すということになっているようでございます。

なお、収入保険制度に関する農業競争力強化プログラムの内容については、インターネットを介して検索することができるということになっておりますので、ごらんいただきたいと思います。

以上でございます。

○大串武次議員

この政策の加入、支払い等の流れはどうなるのかお尋ねしたいと思います。

○堤 正久農業振興課長

この収入保険制度につきましては、平成31年からスタートすることになりますが、加入につきましてどういう流れかという御質問になっておりますが、個人の場合では、平成30年10月から11月ぐらいまでに申請をし、12月に保険料を支払うこととなります。平成31年は収入を算定する期間というふうになりますので、実際に収入が減少したと

仮定をいたしまして保険料が支払われるのは、平成32年3月から6月ぐらいになる見込みでございます。

また、農業法人につきましては、事業年度の3箇月から1箇月前までに加入申請を行うこととなっておりますので、例えば農業法人の事業年度が7月から6月の場合は、4月から5月までに申請、6月に保険料の支払いとなります。ただ、農業法人の場合につきましては、各農業法人で事業年度がさまざまでございますので、各農業法人において申請時期の確認が必要になるかというふうに思っているところでございます。以上でございます。

○大串武次議員

収入保険制度は、当初の説明で青色申告が加入条件とされていますが、現在町内における青色申告者は何名で、これ農業者関係でございますけど、農業者に占める割合は何%なのか伺いたします。

○木下信博税務課長

青色申告に関する御質問でございますので、私のほうからお答えをいたします。

平成28年分の申告をされた方で農業での青色申告者の数は、1,040人となっております。また、農業収入がある方で申告をされた方のうち青色申告者の占める割合は、42.5%となっております。

以上でございます。

○大串武次議員

意外と、42.5%といいますと、私が想像してたよりも多いのかなというふうに思いましたけど。いろいろ農業をされてる方でも青色申告しますとある程度経営分析ができるわけです。ですから、これに加入する、しないは別としましても、青色申告あたりをしていただくような啓蒙あたりもしていただくべきじゃなからうかなあというふうに、これは要望、お願いを申し上げておきたいと思えます。

それでは、今、ほとんどが個人であれ、集落営農であっても農業共済のほうに加入なされてると思えますが、収入保険制度と農業共済制度とどちらに、比較した場合加入したほうがいい。掛金とか補償とかを見て、そこら辺が答弁ができればひとつお願い申し上げたいと思えます。

○堤 正久農業振興課長

各制度の中でどちらのほうが有利かということでございます。なかなかお答えしづらいところでございますけども、収入保険制度でございます。農業共済とナラシ対策、それと野菜価格安定制度のいずれとも重複して加入することができないということになっておりまして、逆に言えば、農業共済とナラシ対策、野菜価格安定制度は重複して加入できると。その場合は、収入保険制度に加入することができないということになります。

農業共済は、米、麦、大豆等の収量減少に対して、またナラシ対策は、米、麦、大

豆の収入減に対して補填をされる制度でございます。また、野菜価格安定制度は、指定野菜の販売価格の下落に対して補填されるのに対し、収入保険制度は農業者が生産している全ての農産物の販売収入全体を対象として、収入額の減少に対して補填される制度というふうになっております。

このようにそれぞれの制度で補償内容に違いがございますので、どれが有利というわけではなく、農業法人や農業者、各農業者の経営品目、経営状況により各人が、各法人がよりよい制度のほうを選択されるというふうに判断をされていくべきものというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

厳しい答弁どうもありがとうございました。

もし、収入保険制度の加入を選択するとしたら、現在法人化が進められているわけでございます。法人の構成員、一個人であっても、法人の構成員であっても、自分が例えばあとこれの保険制度に加入ができるのか。先ほど作物的なことをいろいろ言われましたので、メモをし損ないまして、私、ぴしゃっと整理ができませんでしたので、その辺答弁ができましたらお願いしたいと思っております。

○堤 正久農業振興課長

農業法人につきましても、事業開始の前日までに青色申告承認申請書を提出することにより、青色申告を行うことができます。なお、青色申告をしないと、当然法人化のメリットというのはいけません。また、集落営農で組織する法人の構成員が、米、麦、大豆以外でございまして、タマネギやイチゴ等々の園芸作物を作付した場合は、当該園芸作物分については個人経営というふうになりますので、個人での申告、青色申告となります。もちろん、収入保険制度に加入しようとする場合は、園芸作物部分で加入をしていくということになるかというふうに思います。

なお、先ほどの答弁の中でどの制度が有利であるとは言えないと申し上げましたが、次の場合に限り有利だというふうに思っております。

それは、先ほど申し上げましたように、集落営農で組織する農業法人が経営するのは、主に米、麦、大豆だけなので、法人においてナラシ対策や農業共済に加入をしたとします。そして、もし被害があった場合は、法人への補填金が支払われることとなります。また、法人の構成員がタマネギなどの園芸作物を経営している場合、かつ青色申告をしているという条件つきでございますが、園芸作物の法人経営分に限って収入保険制度に加入できることについて現在確認をしているところでございます。よって、この場合は園芸作物だけの保険加入ということになるかと思っております。ただし、法人に加入していない方については、収入保険制度または農業共済やナラシ対策のいずれか片方を選択することとなります。

収入保険制度につきましては、まだ詳細な部分についての制度設計がなされている最中であるというふうにも聞き及んでいるところでございますので、今後、国からの情報提供が待たれております。

白石町といたしましては、白石町農業技術連絡協議会との主催でございまして、平成30年、来年の2月26日に農業振興大会を開催する計画としており、その中で収入保険の制度設計をなされている農林水産省担当室長による講演会を予定をしているところでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

いろいろ本当にありがとうございました。大体中身が熟読できたと思います。

しかしながら、農家の方もこの保険制度ができたのは知っておられると思いますが、ほとんどの方は中身は御存じじゃないんじゃないかなというふうに思います。

先ほど課長の答弁で来年度の振興大会あたりで内容説明をしていくということでございますけど、あそこに来られるのは限られているわけございまして、生産組合さんとか役に携わっていらっしゃる方だけですので、JAあたりとなり、共済組合あたりと連携をとりながら、できるだけこういうふうな制度も浸透するような方策を検討していただきたいというふうなことを要望いたしまして、収入保険制度については終わらせていただきます。

最後に、六角川堤脚部分の護岸補強についてお尋ねいたします。

六角川沿線の武雄河川事務所の巡視、パトロールなどは、年何回、いつごろ行われているのか、まずお尋ねいたします。

○荒木安雄建設課長

議員御質問の六角川沿線の巡視パトロールについてでございますが、武雄河川事務所へ確認を行いましたところ、平常時の巡視は週2回、月曜日、木曜日に実施がなされており、出水時期は、出水中と出水後に適宜パトロール等を実施しているとの回答を受けております。

以上でございます。

○大串武次議員

非常に回数は多くなされているようでございますけど、きょう、手持ち資料を写真を持ち込み資料として提出いたしておりますので、見ていただきたいと思いますが。この写真は、5月16日に環境保全監視員による環境パトロール時に撮られたものでございます。これを私もいただきまして、すぐ、隣部落の今泉の山下さんという方でございますけど、同行いたしまして、江北のほうから、対岸のほうから見に行きましたけど、壊れている地域を確認いたしたところでございます。これが六角川右岸12.5キロメートル地点、ちょうど西郷袋のところに位置するわけでございます。以前に木柵で護岸補強がなされているわけでございますけど、写真を見ておわかりのように、壊れております。崩れております。

近年、集中豪雨が多く、全国各地で甚大な被害が出ています。こういったところは、堤防の決壊につながると思われるわけでございます。波消しブロックなどで早急に対策をとっていただくような要望ができないのかお尋ねしたいと思います。

○荒木安雄建設課長

六角川右岸12.5キロメートル付近、今議員申されました六角の西郷袋付近については、武雄河川事務所発注により平成28年度に護岸の地盤改良などの応急対策が完了しております。

議員御指摘の護岸前の木柵が壊れておりますけれども、これは護岸の補強として木柵がなされており、その上に強固な地盤改良された護岸がありますので、この木柵が破壊し、流れても大丈夫とお聞きいたしております。ただ、この付近は過去に堤防の補修があった箇所であり、近年のゲリラ豪雨により護岸が洗掘されたりした場合は、議員おっしゃいますように波消しブロック等の要望もしていかなければならないと思っております。

今後も河川事務所では定期的な監視を行いながら、護岸や堤防に変状が確認された場合には、適切な対応を実施していく計画になっているようでございます。

以上でございます。

○大串武次議員

変化が見られるようであれば対処をしていくというふうなことのようでございますけど。もし、以前も井崎議員のときもゲリラ豪雨の質問があつておりましたけど、来て、被害があつてからでは遅いわけでございまして、事前対策を強く要望していただきたいというふうに思います。強く要望していただきたいと思ひます。

それから、もう一点お願い申し上げたいと思ひますが、これは一緒になるかもわかりませんが、六角川堤防の草刈りは年何回、いつごろ行われているのかお尋ねいたします。

○荒木安雄建設課長

六角川堤防の草刈りについては、年2回、6月から9月にかけて実施がなされております。

以上でございます。

○大串武次議員

この質問は、私がちょうどこのごろ六角川の沿線のところに水田をつくっておるものですから気づいたわけでございますけど、年2回、時期によっては堤防の道が、上へ舗装をしてございますけど、草がこうもう覆いかぶさつて、軽トラックが通るのがもうやっとという状況の時期もございまして。それで、六角川の堤防は今散歩される方も非常に多いわけなんです。こういう状況を見てまいりますと、大変危険だと思ひました。ですから、事故がこれあつてからでは大変なことになるんじゃないかなあというふうに思ひますので、もう道路が離合ができなくなる前ぐらいには、必ず草刈りの回数をふやしていただくような要望をぜひやっていただきたいと思ひますけど、どうでしょうか。

○荒木安雄建設課長

私も、8月の下旬に、実際に大町橋から馬田橋の六角川沿いの区間を走ってみました。それで、ヨシが2メートル程度あり、覆いかぶさって、もう間隔も1メートルぐらいしかなく、前がよく見えにくい状況でございました。

ことは、6月からずっと天気がよく、雨も適宜降り、草の繁茂も例年になく早かったようでございます。先ほど年に2回の草刈りを実施していると申しましたけれども、議員おっしゃいますように事故があっては遅いと思っておりますので、町でも定期的に巡視をして、年によっては年に3回の草刈りになると思いますけれども、草刈りの時期を早めていただきますよう要望していきたいと考えております。

以上でございます。

○大串武次議員

最後に、町長に、護岸関係の写真を見てどう思われたのか、また草刈りあたりについても要望していかなければいけないというふうに思われたのか、最後にその見解について所見をお願いいたします。

○田島健一町長

まず、堤外というか川の中の護岸のことでございます。

これ、写真を見せていただきますと、堤防そのものということじゃなくて、低水護岸といまして、堤防よりもっと下のほうの護岸ということでございます。堤内といえますか、私たちが住んでる堤内の高さという関係にあるかといったら、多分堤内より低いところでの護岸かというふうに思います。そういったことから、この護岸、板柵があったのは、洗掘されないように、水の流れ、水衝部、水がごっと当たる場所については、こういったものがなされるわけでございますけれども、多分、そういった目的で当初板柵がされたものだというふうに思います。その中の一部が壊れているという状況でございますけれども、これが全体的に全部の延長が壊れているなら早急にやらにゃいかんというふうに思いますけれども、先ほど課長の答弁の中で国交省にも問い合わせをしているようでございますけれども、地盤改良がなされて部分的にこういった壊れが生じているけれども、これが果てにつながるとは判断されていないような答弁でございました。そういったことから、逐次状況を見ながら、国交相の判断で、これはもうやばいということになれば、やっていただけるものだというふうに思います。そういったことから、技術的判断も考慮された中での御回答かというふうに思っているところでございます。

続きまして、伐採といいますか除草の話でございます。

これも、最近では、堤防をランニングとか散歩とか、使っていただく方がたくさんいらっしゃると思います。そういったことから、当初は河川の管理者である国においても、県においても堤防の上といえますか、堤頂部については舗装はされておりました。しかしながら、さっき言いましたように、河川環境といえますか、地域の皆さんにも使っていただきたいということもあって、舗装を逐次、最近まだ10年ぐらいになるんですか、やっていただくようになっているところでございます。

そういったことから、本来河川堤防を伐採する目的というのは、堤防が壊れてないかというのを逐次見ておかないかんということが目的で除草されているんですよ。どっかにクラックが入ったりやせんかいとか。そして、最近、イノシシ等々、またいろんな動物が堤防を荒らすというのもありますので、そういうのを確認する意味でやってらっしゃいます。そういうことで、年2回がだめなのか、そして堤防のところに覆いかぶさっているのがだめなのかというところの話でございますけれども、覆いかぶさっているけんってばっか言わじ、ぴしっとした管理がなされてるんですか、なされてないんじゃないですかと、そっちのほうから要請をかけていかないかんかなあというふうに思っております。

そういうことで、私も国交省には所長さん等々にお会いする機会もございますので、そこら辺は十分に管理されてますかということは言っていきたいというふうに、要望していきたいというふうに思います。

以上です。

○大串武次議員

見解の違いがちょっとあるようでございますけど、護岸にしろ、草払いにしろ、事故があつてからではどちらのほうも遅いわけでございますので、そういうことは起きる事前対策として要望していただくようお願いを申し上げまして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○片渕栄二郎議長

これで大串武次議員の一般質問を終わります。
暫時休憩します。

11時50分 休憩

13時15分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。
次の通告者の発言を許します。吉岡英允議員。

○吉岡英允議員

議長の許可を得ましたので、通告したとおりに大きく3項目について一般質問をさせていただきますと思います。

まず、質問に先立ちまして、7月5日からの九州北部における記録的な集中豪雨により甚大な被害を受けられた皆様に対して、心よりお見舞いを申し上げます。また、被災地が一日も早く復旧されることを願う次第であります。

それでは、まず第1項目めとして白石町育英資金についてお尋ねをいたします。

白石町育英資金貸付事業の概要書によりますと、育英資金の貸付事業の目的は、自学心に富み、有能な素質を持ちながら経済的な理由から就学が困難な者に対して学資金の貸し付けを行い、人材の育成を目的とするとあります。

また、貸し付けを受ける資格といたしまして4つの資格要件があります。述べてみ

たいと思います。1点目は、大学、短大、高等専門学校、高等学校に在学している者と。2点目は、保護者が町内に居住をしていることと。また、3点目は、心身が健全で学力がすぐれていること、出身校からの推薦証書、成績証明書で判断をすると。4点目は、学資の至便が困難であると認められた者と、所得証明書で判断というようなこととでございます。以上のように、2つの判断基準によって選考されておりますけども、3点目の成績による判断基準を詳しく説明をしてみたいと思います。

大学進学者、専修学校等を含むんですけども、については、1年から最終学年の出願時までの成績について全履修教科を5段階評価をし、平均評価点が3.0以上であることと決められております。

そこでなんですけども、例えばとある高校に入学した子供が、1年生、2年生のときは進学希望もなかったのに、成績は気にしなくて勉強熱心ではなかったと。そうした上、成績も勉強せんもんで悪かったというふうなことですけども。急に子供が3年生になってから進学したい、大学が見つかって進学したいというふうに子供が思うようになり、猛勉強をし、大学を受験したところ見事合格することができた。でも、高校のときの3年間の平均の成績が3.0を超えておらず、育英資金の選考基準にもかからず、進学を諦めなければならなかった子供がいたかもしれません。

また、ここにですけども、お隣の江北町の江北町育英学生候補者選考基準というふうなことがございます。これの学力について申し述べたいと思いますけども、これは出願に際して出身校、高等学校の学業成績が優秀であることとのみ記述がされておまして、本町のように具体的に在学期間の平均成績が3.0以上とは明記をされておられません。

そこで、1点目の質問として、本町の育英学生候補者の選考は、成績と世帯家計を基準として決定されているところでありますけども、大学への進学が決定した子供の未来のためには、高校等の過去の成績は関係なく、道を開いてあげるべきではないかをお尋ねをいたします。

○吉岡正博学校教育課長

育英資金の基準についての御質問だと思っております。

まず、本町の育英資金貸付基金につきましては、平成23年度に過去の平均貸付者11人で試算したところ、平成26年に資金、基金が枯渇するということが予想されたので、当面の間支障を来すことがないように2,000万円を増額し、現在1億2,000万円基金としております。

議員が言われる育英学生候補者の選考につきましては、成績と世帯家計を基準として決定をしておりますけれども、成績基準については、高校進学については基準を設けておりません。その他の専門学校、短大、大学、大学院の進学につきましては、全履修教科の平均評定値が3.0以上と成績基準を設けております。成績基準につきましては、今年度、平成29年度からこれまでの3.5からを3.0以上へ基準の見直しをしております。昨年度、他県の基準等を参考にしまして見直しを行ったものでございます。成績基準を3.0とすることで公表しておりますし、これまでより広く向学心と能力のある学生が育英資金を活用できるものと考えております。

○吉岡英允議員

今の課長のお答えは、3.0以上だったら十分活用できるというふうなお答えなんですけども。

そうしたところ、近年における貸付者の状況、推移、また基金の運用状況を簡潔にお教えてください。

○吉岡正博学校教育課長

近年の貸付状況でございます。

先ほど申し上げましたように、基金は1億2,000万円でございます。昨年度の決算で申し上げますと、昨年度1年間の貸し付けは25件で、900万円貸し付けをしております。それから、収入といたしましては216件、これは件数ごとにしてありますが、1,169万3,850円というようになっております。それで、28年度末の貸付残高は4,263万6,950円、貸付額は7,736万3,050円となっております。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、基金の残高が4,263万円というようなことを今お答えいただきましたけども。そうしたところ、1億2,000万円の基金で4,200万円まだ残高があるというふうなことで、貸し付けを確認したら、今貸し付けが900万円だというふうなことでございましたら、3.0というふうな基準を外していただいてもまだ基金的な運用は十分私は間に合うんじゃないかなあと思う次第であります。先ほども述べたように、お隣の江北町さんのほうは3.0という枠を取り外して、先ほども述べたように、学業成績が優秀であることというようなことを基準にしてあります。あくまでも大学に合格を、大学とか上の過程に就学できたということだけで考えても、もう優秀であるというふうなことにみなしていいんじゃないかなと私思いますので、3.0の枠を外していただきたいというふうなことで再度お伺いします。

○吉岡正博学校教育課長

成績基準の件でございますが、高等学校への進学率はほぼ全員に近い状態でございますが、大学、短大、専門学校への進学率は約7割となっております。返済するとしていただくといいますが、育英資金は住民の皆様の税金をもとにしております。それを貸し付けを行っているものです。大学等の進学におきまして成績を問わず貸付対象にするということは、まだ考慮が必要と考えております。

○吉岡英允議員

今、課長、成績を問わずというようなことを言われたんですけども、先ほども述べたように、大学、上のほうに上級するというふうなことで、成績はもう通ってるんじゃないかなと私は思いますので、再度御検討をお願いしたいと思います。

また、例えばの話です。本町の育英資金をもらっている方は、ほとんど多分佐賀県

外の大学等に進まれているんじゃないかなと思います。そうしたところ、もう一つお尋ねしたいのは、育英資金をもらって無事に大学を卒業できたというふうなことで仮定いたします。そうしたところ、その子供が就職試験を受けまして、佐賀県内に就職が決まると、それで就職先は自宅のほうから通うというふうなことになった場合、育英資金は基金を運用しているという建前上、償還は絶対必要かと私も思いますけども、白石町からももう住民になると、また、大学は出たんだけど家業の農業等を継ぐというふうなんになった場合、償還は必要だと思いますけども、何らかの別の支援とか、いい人材が帰ってきたというようなことで補助をできたらお願いしたいというふうなこともできんものかお尋ねをいたします。

○吉岡正博学校教育課長

育英資金の返済の件でございますが、当町の育英資金は基金を運用するということは、先ほど述べさせていただきました。貸付金の拡大に伴いまして基金を2,000万円増額したところでございます。その一方で、返済免除の制度を設けますと、今後は基金の減少ということになります。そこは議員のおっしゃるとおりでございます。

それで、返済金相当額の給付につきましても、議員の御提案の目的は人口の流出を防ぐ、また県外進学者を呼び戻すということが目的だと思いますけれども、それは先ほど議員がおっしゃった本町育英資金の目的とはなっておりませんので、現在のところは考えておりません。

なお、国では、生活困窮世帯を中心とした返済の要らない給付型奨学金制度を新設する方向で検討がなされておりますので、この動向を注視していく必要があるかと思っております。

以上です。

○吉岡英允議員

わかりました。そうしたところ、前々段に述べました成績基準の3.0というふうなことを考えていただきたいというふうなことを申し述べまして、続いて2点目の質問に行きたいと思います。

持ち込み資料その1を見てください。その1、皆様のお手元にあると思いますけども、これ、実際はこの大きさでございます。A4判の大きさでございますので、皆様方に差し上げてるのは、縮小コピーでこういう形ですというふうなことでお目直しをお願いしたいと思います。

これは、実際は武雄市の教育委員会が発行されたパンフでございます。これ、実際よく見たい方は武雄市のホームページを見ていただければ載っておりますので、実際見ていただきたいと思います。

そこで質問ですけども、他の自治体においては、持ち込み資料は、これ武雄市教育委員会のことしの7月の発行の分を持ってきておりますけども、このほかにも島根県の教育委員会とか和歌山県の教育委員会など同じような冊子を出されております。それで、就学、就職のための給付貸与制度の御案内を作成し、制度利用を促進するよう広く周知をされているところもあります。本町もこれからこのような取り組みについ

てどうお考えなのかお尋ねをいたします。

○吉岡正博学校教育課長

育英資金の広報の仕方のお尋ねだと思っております。

現在、白石町におきましては、広報紙及びホームページに掲載をしまして、広く、多くの方に情報を発信しております。これにより問い合わせもたくさんあっております。また、問い合わせに対しましては、詳細に説明を行っておりますが、それに加え、県、国の制度についても説明を行っております。応募の状況を見ますと、本町の育英資金についての周知は十分できていると思っております。

議員から御紹介をいただきました冊子、チラシについては見させていただきまして、発行した自治体の奨学金ではなくて、各種の奨学金、育英資金が見やすく紹介をしてあるものでございました。これは生徒自身、また保護者にとっても非常に便利なものと考えます。作成について他の事例も参考にいたしまして、検討をさせていただきたいと思っております。

○吉岡英允議員

検討をお願いしたいと思っております。

中を少し御紹介いたしますと、いろいろ小学校、中学校の対象の給付、また高校、大学等への進学者または在学者の対象の給付とか。これ、就職まで書いてありますので、介護福祉等を志望する者の無利子の貸し付けとか、また保育士を志望する者の無利子貸し付けというふうなことであります。そうしたところ、これはあくまでも教育委員会の作成、今、課長も述べたように教育委員会の作成ではございますけれども、問い合わせ先が先ほど言いました介護福祉士なんかは福祉課とか社会福祉協議会とかになりますので、そういうふうな、とにかく見やすい冊子になっておりますので、これの作成を我が町もしていただきたいと思いますということを申し述べたいと思っております。

再度いかがでしょうか。

○吉岡正博学校教育課長

繰り返しになりますけれども、まず見させていただきました資料につきましては、おっしゃるとおりその所管だけではなく、ほかの施設、それからまた職種によってもわかりやすいようにつくっております。非常にこれは参考になりましたので、検討させていただきます。

○吉岡英允議員

検討して、速やかに作成をお願いしたいと思っております。

次に、2項目めの質問として、住民サービスの向上に向けた取り組みについてお尋ねをいたします。

まず、1点目の質問ですけれども、持ち込み資料の2を見ていただいてもいいでしょうか。2の資料です。こういうふうな資料でございますけれども。これも武雄市のホームページから抜粋したものでございますけれども。

これは一つの事例でございますけども、武雄市では窓口で婚姻届、出生届を出された方への記念として市の観光地、マスコットなどをベースとした専門台紙に届け書を複写してプレゼントするサービスを開始をされております。大切な記念品として思い出に残るものを残してあげようと市の若手職員のアイデアにより発案されたもので、大変好評であると聞いております。本町も、町職員のアイデアの活用または窓口に来られた方への気遣いとか職員の心がけで住民サービスの向上に向けた取り組みができないものかをお尋ねいたします。

○松尾裕哉総務課長

住民サービスの向上に向けた取り組みについての御質問でございます。

役場といいますと、町民の皆様方にとって最も身近な行政機関でありますので、町民の皆様一人一人が快適で健康的な生活を送っていただくよう、あらゆる面でサービスを提供していくことが本来の仕事であると思っております。

住民サービスの基本となりますのが、正確さ、迅速さ、そして最も重要なものが親しみやすさではないかというふうに考えております。これまで町民の皆様への窓口対応などにつきましては、笑顔での挨拶や丁寧な言葉遣いに注意をしながらわかりやすい説明を心がけるなど、役場は町内最大のサービス業であるということを中心に心にとめながら、町民の皆様が目線に立って考え、行動することを中心に取り組んで来ているところでございます。

しかしながらも、今議員おっしゃいましたとおり、今よりもさらに町民の皆様親しみを持っていただけるような行政を目指すためには、新しいサービス等への取り組みも必要ではないかというふうに感じているところでございます。町民の皆様にとってもっと満足していただき、心からありがとうと言ってもらえるような新しい取り組みにつきまして、既に職員の中にもいろいろなアイデアを思い描いている者もいるかもしれません。そういうアイデアを引き出すためにも、今後は全庁的に各部署で検討するなどサービスの向上のため、知恵を出しながら職員一丸となって取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

うちの町職員においても、優秀な人材ばかりで、すぐれたアイデアマンも中にはいらっしゃいます。もう人を笑わせる素質でももう結構だと思いますので、執行部の方は吸い上げをしていただいて、いい人材を育てていただきたいと思います。

そうしたところ、一点だけ、これも余談の話と思ってもらっても結構ですけども。

職員の気遣い、心遣いについて一点だけ申し述べたいんですけども。皆さん、私も小学校のときがございました。皆さんも小学校のときがあったと思います。そうしたところ、小学校によく自宅に咲いた花を摘んで、親が摘んで、まあ持っていかんねというふうなことで行かれた場合もあると思いますけども。ふだん小学校に行くもんで、ふだん見なれた教室でも、花が1輪あれば爽やかな感じがいたします。そうして、その目線で庁舎内を見ようとしたところ、カウンターの真ん中にミーティングテーブルも

ありますけども、真っ白で何もなかですよね。ちょっとした気遣いでございますので、そやけん、私は職員さんにお花を持ってきんしゃいと言いたかわけじゃなかですけども、そういうふうなちょっとした気遣いをしていただければ、庁舎に来て爽やかな感じで、先ほど言いました笑顔で丁寧な挨拶という、笑顔とか丁寧なことを挨拶をなさいというようなことは十分、その上でまたダブル効果があるんじゃないかなと思ったりしますので、そこら辺、もっと少しアイデアを検討していただきたいというふうなことで、町長どうお考えでしょうか。御答弁お願いします。

○田島健一町長

まさしく、吉岡議員からの御指摘ももっともだというふうにも思うところでございます。

私も福富地域ということで、直売所にはちょくちょく出かけてまいります。役場もそうでございますけども、役場は掃除も業者の方にさせていただいておりますけども、職員も5時15分からは掃除もしているわけでございますけども、庁舎内もきれいにはさせております。私も、就任当時は先ほど言われますように町長室も殺風景かなと思うて、庭に咲いてる菊とか、菊でもおかしくはないでしょうけども、いろんな花を1輪持っては来てたんですけども、長続きはしなかったんですけど、そういう気持ちを持つとかなければいけないかなというふうに思います。だから、強制ではないですけども、職員さんが仮に200名いらっしゃったときに、職員さんにしょっちゅう持ってこいってはなかばってんが、自分の担当のところのカウンターもしくは玄関のちょっとさしとけばいいかなというふうに思います。

サービス業をする上では先ほども言われましたように、町民の方が来て、接待、接遇についてもいいんですけども、入って、ああ、来てよかったなあって言われるようなこともしていけないかなというふうに思いますんで、そこら辺は先ほど課長が答弁いたしましたけども、今後、職員一体となってアイデア検討会をやっていきますので、その中でいろんなことを取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございます。

○吉岡英允議員

そして、アイデア検討会をよろしくお願ひしたいと思ひます。

もう一つ、庁舎で、働く場、職場でありますけども、自宅だと思つて気遣いをお願いして、続いて2点目の質問に行きたいと思ひます。

持ち込み資料のその3を見てください。その3でございます。有田郵便局の入り口の写真でございます。これです。有田郵便局の入り口の写真でございます。

これ、左側の柱のところに住民票、戸籍、印鑑証明書、そして所得証明書等交付ができますというふうなプレートが掲げられておりますけども、そこで質問ですけども、有田町では郵便局で各種証明書の交付を受けることができます。交通手段を持っていない人にとっては、最寄りの郵便局で行政サービスを受けられることは大変便利なことでもあります。本町内にある名前を申しますと、牛屋簡易郵便局、高町郵便局、住ノ江郵便局、須古郵便局、白石郵便局、福富郵便局、北有明郵便局、有明郵便局、六角

郵便局、以上の9つの郵便局で行政サービスの向上のために活用ができないかをお尋ねをいたします。

○門田和昭住民課長

有田町の郵便局に活用についての経緯について有田町にお訪ねをいたしましたところ、旧有田町と旧西有田町の合併の際、旧有田町の上地区ですか、武雄市境ですけども、その地区については高齢者が多い地区であり、また支所までの距離があるということで、地元の要望により有田郵便局との間に受け渡し業務の委託に至ったということでした。

本町におきましては、このような交通手段を持たない方への各種証明書の交付等の窓口業務の住民サービスといたしまして、訪問宅配サービス、また業務時間内に来られない方への住民サービスといたしまして、休日及び時間外の交付を行っているところでございます。実績といたしましては、訪問宅配サービスは平成26、27、28年度とも各2件となっております。また、時間外交付につきましては、税関係の証明を含めまして、平成26年度220件、平成27年度224件、平成28年度229件となっております。

先ほど町内の郵便局を使えないかという考えはないかということではございましたけれども、各種証明書の交付の際には請求者の確認が必要ということになります。そういうことで、郵便局での交付につきましては、郵便局の業務、それから経費等も考慮いたしまして、今のところ利用は考えていないところです。

ただ、今後も訪問宅配サービス、また休日及び時間外交付のサービスの周知に努め、住民サービスの向上を図りたいと考えているところでございます。

なお、現在、町民の皆様には、町ホームページにおける紹介、また毎年7月に町広報しろいしにて紹介をしております。また、広報掲載時期に合わせまして、ケーブルテレビで広報をしているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、私がこの質問に至った経緯を申し上げますと、各郵便局は、お年寄りの方が年金を受給に訪れているというふうなことで、交通手段を持たない方に対しては利用頻度が多いのではというふうな考えのもと、この質問をした経緯がございます。そうしたところ、お尋ねですけども、何らかの住民アンケート等をとられる際にですけども、郵便局の利用の住民アンケートをとっていただきたいというのを申し上げたいと思います。

また、もう一点、住民課長さんにお尋ねしますが、マイナンバー制度の発足時点にコンビニでの発行も今後は可能になるかもというふうな以前説明を受けておりましたけども、その後の展開とか、進捗とか若干の説明をお願いいたします。

○門田和昭住民課長

コンビニ交付のサービスのほうはどういうふうな状況に至っているかというふうなことで説明をさせていただきますと、まず白石町で行うというふうなことになります

と、杵藤電算センターを活用するようなこととなります。そういうことで、杵藤地区の電算センターの管轄市町村全てがコンビニ交付をするというふうな条件で、一時導入の経費が大体1,600万円ほど、それから保守経費、年額ですけども、これが大体50万円ほどです。それから、J-LISへの負担金等が大体100万円ということで、約1,700万円ほどかかるようなことになっております。それで、それ以外に先ほどの一時導入経費は一時的なものですから、あと年間の経費が大体120万円ほど要るようなこととなります。ただ、この120万円は導入から3年間だけは半額の国庫補助がありますけども、それ以後につきましては町の負担というふうなことになります。それで、この120万円に対しましてどれほどの費用対効果といいますか、どれほどの取り寄せがあるか、今、佐賀あたりについてもお尋ねをしているところですが、若干少ないように思っております。そういうことで、杵藤地区管内の担当者の会議の中では、まだ時期尚早というふうなことで考えているところでございます。

以上です。

○吉岡英允議員

そうしたところ、コンビニ収納ではもう時期尚早で今のところは何も考えがないというようなことでございますので、なおさら、私、郵便局利用の住民アンケートをとっていただきたいという旨を申し上げまして、3項目めの質問と行かせていただきたいと思えます。

公共下水道について質問をいたします。

持ち込み資料のその4を見てください。その4でございます。

これは、7月13日付の新聞報道であります。

そこで、1点目の質問として、近隣の市町では大雨のたびに下水道の流入がふえて処理施設の能力を超え、住民から排水が流れないというふうな苦情も寄せられておる。これは、下水道にどっからか流れ込む汚水以外の水、不明水が問題であると報道されておりますけども、本町において類似の問題が発生していないかをお尋ねいたします。

○片渕 徹下水道課長

下水道の汚水以外の水、不明水が本町にもあるのではないかという御質問にお答えいたします。

汚水以外の水、不明水の問題につきましては、ゲリラ豪雨などにより全国規模で問題となっております。本町においても、大雨により不明水が多量に流れ込み、施設の能力を超えたことがあります。今のところ、住民からの排水が流れないというふうな、そういった苦情までは寄せられていない状況であります。

不明水の主な原因といたしまして考えることは、1点目が大雨で道路が冠水し、その場所に設置してあるマンホールのふたから雨水が流入することが考えられます。2点は、宅内の排水設備と公共ますを接続している部分が経年劣化によるひび割れ等から流入する場合がございます。3点目が、地盤沈下等によって起きる宅内配管の管割れ等による流入などが考えられます。ことしの7月の豪雨におきましては、道路等が冠水しており、処理場で1日の流入量が通常の2倍程度の流入がっております。

そういったことで、今後の対策といたしまして、特に供用開始から16年から17年たっている農業集落排水施設におきましては、現在機能強化事業を実施しております。不明水についてもこのような補助事業を活用しながら、今後、不明水の原因究明とその対策について検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

先ほど、課長の答弁で我が町にも不明水があるというふうなことの御答弁やったかと思えますけども。今のところ、先ほどの御答弁の中には、苦情が寄せられとらんけんよかもんねというふうな言葉の言い回しじゃなかったかなと思えますけども。不明水があるというふうなこと自体が、先ほどの答えの中に大雨で道路が冠水し、マンホール等から入ってきよんじゃなかろうかというようなことですが、そこら辺も、結局、雨水関係は絶対下水に流れ込んだらいかんというふうなことが大前提ではないかなと思えます。一軒一軒においても、家庭内の排水と雨水は完全にまずで分離をしておりますので、そういうふうなもし雨水が入っていくようだったら、当初からの設計ミスというふうな可能性もありますので、不明水の究明は、絶対私にはせないかんと思えます。せんと、今後距離の延長もずっと伸びていきますので、不明水がふえるばかりだと思えます。

それと、我が町に対してもですけども、先ほど近隣の市町等を申し上げましたけども、これプロジェクトチームじゃなかばってん不明水を見つけるためにチームを編成されておりますけども、その後どうなったのか問い合わせはきていたんでしょうか。2点お伺いいたします。

○片渕 徹下水道課長

確かに、マンホール等のふたから大雨のときに冠水してそこに水が流れ込むというようなことが発生しておりますけれども、マンホールそのものは密閉式というふうなことになっておりますけども、若干マンホールもふたを開けるときの穴が3箇所ぐらい開いておりますが、その部分から入っているというふうな状況でございます。

それと、そういったことも原因究明をせんといかんと思えますけれども、基本的には公共下水につきましては供用開始からまだ4年目ですか、たっておりませんので、そういったことは宅内配管とか実際の下水管の本管から不明水が入ってくるというふうなことは考えにくいと思っております。

しかしながら、先ほども申しました冠水したところは、確かに一日中冠水している場合がありますので、そういったところからじわじわと入ってきている状況でございます。

それとあと、先ほども申しました農業集落排水事業については、確かに供用開始から十五、六年たっております。そういったことで、先ほど申しましたとおり、宅内配管もしかり公共ますにつなぐところの配管、そういったことも何箇所かは実際経年劣化で汚水、不明水が流れ込んでおります。そういったことも実際わかっておりますので、今後はそういった町単独でなかなかそういった事業をするというのもなかなか難

しいと思いますので、補助事業等を活用しながら原因究明をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

済みません。

その後の江北町が実際新聞報道でもありましたけども、委託費を2,000万円程度組んで現地を調査されてるというふうなことの報道がございました。それで確認をとったところ、今のところそういった原因がまだ見つかっていないというふうな話を確認しております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そうしたところ、まだ近隣の状態はわからんというようなことでわかりました。

もう一つ伺いますけども、下水道方式には、真空方式と自然流下方式と多分あるかと思えますけども、不明水の発生要因にはどちらの方式でも関係ないと考えておっていかがでしょうか。よろしくお願ひします。

○片渕 徹下水道課長

先ほど吉岡議員から申されましたとおり、本町の下水道においては、真空方式と自然流下式の方式をとっております。農集地域においては真空方式、公共下水道地域においては自然流下方式をとっておりますけども、基本的には不明水がそこに流れ込むというふうなことは起きてはいけないというふうに思っております。

確かに、先ほど申しました中に経ってる施設におきましては、経年劣化等が発生しておりますので、その辺の箇所を見つけながら対処をしていくというふうなことになろうかと思えます。

○吉岡英允議員

そうしたところ、我が町にも不明水があるというふうなことで、あと補助金、補助等を利用し、不明水究明に努めるというふうなことで究明をお願いし、2点目の質問に行きたいと思えます。

2点目の質問ですけども、家から出た排水は、排水管により流れ、点検ますを介して排水管本管に接続をして流れております。特に、台所から出た排水ごみは、生ごみ、油類をとるためにステン性のかごがついた特殊なためますを設置してあります。それをクリーンますと申し上げますけども。クリーンますは定期的な清掃が必要であると言われておりますけども、宅地内のクリーンますの清掃が大変であるとの声を多くの住民から聞いておりますので、この改善策がないものかをお尋ねいたします。

○片渕 徹下水道課長

クリーンますの設置については、白石町特定環境保全公共下水道条例施行規則及び白石町農業集落排水処理施設条例施行規則により設置を義務づけております。

その目的といたしまして、野菜くず等のごみの除去や脂分による管部のつまりを防

止するためであります。これを放置いたしますと、宅内配管が詰まり、うまく排水ができなくなることで、また処理において汚水処理を十分に処理できないことでもあります。そうしたことで、維持管理に支障を来すこととなります。そういったことがありますので、今後においても清掃の必要性を広報等でお知らせをしながら、適正な管理をお願いしたいと思っております。

そしてあと、クリーンますの清掃が大変というふうな方がいらっしゃれば、清掃費については実費でありますけれども、町内の管理業者に依頼すれば清掃も行っていただけますので、御紹介していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

私の家にも下水道の接続を行い、今、下水の恩恵を受けているわけなんですけれども、クリーンますの清掃について私も気がけて月1回はせんばらんとおもうてしようですけども、なかなか夏場などは特ににおいも厳しい、また、油、先ほど言いましたとおりもう油がどりどりとるとというようなことで、ゴム手袋してマスクをし、夏場は掃除をせんといかんというふうな感じでございますので、先ほど言われましたとおり、改善策というようなことで業者もいるよというふうなことで、私も直接、その業者のホームページ等載せられたけん問い合わせを実際してみたところ、有料ですけども宅内のクリーンますの清掃はしようですよというふうな回答もいただきましたので、下水道の普及地区だけでも言わんで、町内全体にこういうふうな有料でのサービスもあるよというふうなことで、広報、回覧板等を回していただきたいものだと思う次第であります。

それと、もう一つ、これは地域の住民さんから言われたんですけども、クリーンますの中に先ほど言いましたステンのかごが入っておるわけなんですけども、ステンのかごはそのときに出して、洗って掃除をすれば、またそれをクリーンますの中に入れるというふうな手法なんですけども、その方が申されたのは、ついたばかりのかごはもうさわりたくないというふうな方がいらっしゃいまして、かごのスペアがなかろうかというふうな問い合わせを私にされました。そうしたところ、調べてみるけんというようなことで調べたところ、各業者さんにはないですけども、メーカーのほうにはかごはあります。そうしたところ、メーカーから取り寄せになるもので、送料が当然発生いたします。そうしたところ、1個でも同じ送料です。2個でも同じ送料です。3個でも同じ送料です。そうしたところ、ある程度が取りまとめができれば送料分は安くなると。また、品物代も安くなるんじゃないかなあと思いますので、その辺の取りまとめももしできれば改善策の一環としてそういうふうな希望者がいたらお願いしたいということを申し上げたいと思います。

それと、もう一点お伺いしたいんですけども、クリーンますの設置について、鹿島市、嬉野市はクリーンますの設置がないというふうなことをお聞きしとるんですけども、当町にはクリーンますの設置があつて、何で隣町にはないのかなあというふうな単純な疑問を私抱いておりますので、何かこう課長さんのほうでない理由等々がわかったらお知らせを願いたいと思います。

○片渕 徹下水道課長

クリーンますの設置義務と申しますか、そういった市町については、私のほうで県内の状況を調べましたところ、集合処理区があるところが大町町をのかしまして19市町ございますが、その中で6市町が設置義務を課しております。こういった経緯でしたかと申しますのは、本町については先ほど来から言っております農業集落排水の処理方式と申しますか、流送方式と申しますか、そういった形式が真空方式を採用しております、真空方式においては野菜くずとか脂分とかそういった固形物が公共ますの中にあります真空弁とか検知管につきますと、真空が抜けて汚水を排除することができなくなります。そういったことで、利用される方については、利用されている方以外の地区の方にまで迷惑をかけるというふうなことになります。このようなことから、クリーンますの清掃については、月一、二回してくださいというふうなことで指導をしているわけでございます。

先ほど申しました19市町のうち6市町あるというふうに言いましたけども、確認、正式、この中で真空ます、真空方式をとっているところが全てです。全てが真空方式をとっている市町でございます。そういうことで、真空方式をとっている上にそういったクリーンますをつけるというふうな条件づけをとった経緯がございます。

以上でございます。

○吉岡英允議員

理由づけはわかりました。真空方式をとっているからというふうなことでございました。

そして、もう一点、先ほど広報でこれからクリーンますの清掃等をお伝えするというふうなこと今言われましたけども、これ今月のきのう私のうちに来ました広報紙でございます。今月号です。

それと、まずもって、9月10日は何の日か課長さん御存じですか。

○片渕 徹下水道課長

9月10日は浄化槽の日だと思います。

○吉岡英允議員

そうしたところ、ここに広報紙、これ前のやつのコピーなんですけども、下水道の日というふうなことでうたわれております。そうしたところ、これちょうど9月は下水道の日やけんが、広報紙に9月ずっと載せられております。そうしたところ、浄化センターが平成25年12月2日供用開始ですので、25年9月から下水道の日というふうなことで載せられております。そうしたところ、次の年の26年9月も下水道の日というふうなことで載せられております。それから、ここに27年9月にも下水道の日と、去年の28年9月号にも下水道の日で公共ますは月に1回掃除してくださいというのが載せられておりますけども、きのう、広報来た、広報紙を見ました。そうしたところ、これ載つとらんとですよね、下水道の日が。どうしたもんかなと。広報に努めると今

課長さん言われたんですけども、何か広報に努めておられないんじゃないかなと思いますので、何か別に回覧等を回す考えがあるのか、そこだけお尋ねいたします。

○片渕 徹下水道課長

下水道の日ということで、9月10日が下水道の日、先ほど浄化槽の日と申しましたけども、10月1日が浄化槽の日でございます。訂正させていただきます。そういったことで、基本的には毎年そういったことで浄化槽の日、下水道の日ですよというようなことで広報しております。今回については、私のところではその辺がわかりませんでしたけども、今後、そういったことを含めて別に広報していきたいと思っております。

○吉岡英允議員

そしたら、先ほどクリーンますの件で言いましたところですので、改めて多分広報紙、回覧等が出るというふうなことで理解し、次の質問に行きたいと思っております。

ここにあります。ここにあるのは、お隣の町、江北町のマンホールカードでございます。皆さんの手元には資料その5というのを見てください。A3判で広い資料があるかと思っておりますけども、これです。皆さんお手元にはA3判でこの資料を差し上げております。これは、マンホールカードを発行している自治体ですけども、これは全国で191自治体あり、種類はこの中に222種のカードがございます。佐賀県内においては、佐賀市、神崎市、そして今御紹介しました江北町ですね、3自治体が発行をされております。また、カードの配布に関して注意事項が決められておりますけれども、条件の1としまして、先着順に配布しますので、事前予約や郵送での取り扱いはしていないというようなこと。また、条件の2としまして、これが重要な課題なんですけども、このカードは配布場所に訪れることで入手ができますというようなことであります。配布は1人1枚限りというようなことでございます。私も、これ、江北町役場のほうへ行って、ゲットをしてまいりました。

以上のように、我が町でマンホールカードを発行するとなると、実際に白石町に訪れていただかないともらえないというカードでございます。本町の紹介には持ってこいと考えますので、3点目の質問としまして、全国の自治体ではキャラクターや観光地をデザインしたマンホールカードを作成し、配布することで自治体のPRと下水道への理解を深める取り組みを行われております。本町キャラクターしろいしみのりちゃんを活用し、取り組むことができないのかをお尋ねをいたします。

○片渕 徹下水道課長

マンホールカードにつきましては、先ほど議員おっしゃるように、下水道事業の広報団体であります下水道広報プラットホームという団体が、全国の自治体と平成28年4月から実施されておるところでございます。現在、191自治体で222種類を制作し、発行されております。県内では、佐賀市、神崎市、江北町の3自治体、3種が既に発行されております。

白石町におきましても、平成28年度からマンホールのふたのデザインにつきまして

は、本町のキャラクターしろいしみのりちゃんを採用しております。そういったことで、今後、マンホールカードを作成する方向で検討していきたいと考えております。そして、自治体のPRと住民一人一人に下水道への理解を深める取り組みとして活用していきたいと考えております。

以上でございます。

○吉岡英允議員

そうしたところ、今、課長のほうからマンホールカードの発行を検討しているというふうなことで答弁をいただきました。そうしたところ、私も思うことは、今度は31年の春には道の駅が開業するというふうなことで、道の駅の開業に向けてもよかPRにこれは私はなると思います。

そして、今先ほども言いましたとおり、これ白石町に訪れんとマンホールカードもらえんというようなことで、配布場所を道の駅のできるまでは白石町役場か決められていただいて、オープンしたら配布場所を道の駅に変えていただくとかすれば、道の駅に行かんとこのカードがゲットできないというふうなことになるかと思えます。そうしたところ、これはよかPRにもなります。今からどんどんしていただきたいものだと思います。

裏のほうには、デザインの由来とかこう書いて、キャラクター、江北町さんのほうはビッキーですので、ビッキーの由来とかこう書いてあります。そうすると、もう一個うれしいのは、QRコードをつけてやられております。QRコードというのは、これからここを携帯等でQRとかこうすれば、江北町さんの場合は江北町のホームページとリンクをさせられております。これもよく考えて、我が町独自のQRコードをつくっていただいて、観光地の紹介にリンクをさせていただくとなれば、もっと幅広く白石町の情報の発信ができるんじゃないかなあと思います。

それと、マンホールカードなんですけども、これはもう北は北海道から南は九州までというふうなことで、とにかくこれ、北海道の方も、仮に白石のマンホールカードをつくって、みのりちゃんよかねえっと言うてゲットをしたいというふうなことになれば、北海道からわざわざ白石まで来ないともらわれんとですよね。逆に、北海道のカードが欲しいってなれば、また九州から北海道行かんともらわれんというふうなカードです。郵送は受け付けないというようなことですので、実際現地に赴いてもらわなければならないというようなカードでございます。

そうしたところ、インターネット等で調べたところ、旅行会社が、これ栃木県ですけども、マンホールバスツアーというようなことで開催をされております。マンホールカード、栃木に4種類あるわけです。4種類をコレクションするというふうなことで回られている旅行会社も企画するような企画でございますので、なかなかこれはいいと思いますので、再度、町長の御意見を最後に締めていただきたいと思います。よろしくお願いします。

○田島健一町長

マンホールカードのことについていろいろと御指導いただいたところでございます

けども、白石町を外向けにPRをしていかないかと私も常々思っております。そういった意味ではこのマンホールカード、全国で統一でやっているということで、私も積極的に取り組んでいかなければいけないというふうに思っているところでございます。

また、今言われましたように、その地に行かないと入手できないということから、白石町に呼び込んでいくというこれまでのいろいろな取り組みの中にも通じるものがあるというふうに思います。全国にはマニアの方もいらっしゃるでしょうし、先ほど御紹介にありましたように旅行会社も企画をするということもあると思います。そういったことから、一日も早く検討に着手していきたいというふうに思うところでございます。ありがとうございました。

○吉岡英允議員

私の一般質問を終わりたいと思います。

○片渕栄二郎議長

これで吉岡英允議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

14時15分 休憩

14時35分 再開

○片渕栄二郎議長

会議を再開します。

次の通告者の発言を許します。草場祥則議員。

○草場祥則議員

きょう最後の質問をさせていただきたいと思います。

私は、道の駅の影響についてということで2つ、それとふるさと納税についてということで1つ、1項目質問したいと思います。

道の駅の質問をする前に理由を言いますと、今回、ある商店の主人さんが、草場さん、おどんだちはどがんなあとやろかいというふうに問いかけられて、一番情報が行っとらばらん個人商店さんのところに道の駅の情報が行っていないと。それは、言葉は悪いですけど、商売敵が1件ふえるというような感じで、どがんなとやろうか、このまま続けていけるとやろかとか、そういうふうな不安があるんじゃないかなあというようなことを読み取って質問をしてみたいと、そういうように思います。細かいことはきのう前田議員が詳しく質問されておりましたので、私は道の駅のできた後の地元商店、また地元商店街の活性化についてお尋ねしたいと思います。

まず初めに、町長にお尋ねしますが、道の駅と沿岸道路ですか、沿岸道路は開通は危ぶまれるというような状況で、沿岸道路の開通に合わせて道の駅もオープンするというふうに捉えていいわけですか。

○田島健一町長

道の駅と有明沿岸道路、両方の開通、供用開始の時期のことについての御質問でございます。

道の駅につきましては、平成25年9月の一般質問で御質問があつてからスタートしたところでございます。そういったことで、町といたしましても26年からいろんな計画着手をしたところでございまして、そのときに有明沿岸道路はもう既に平成18年から事業着手されておりました、福富までの佐賀福富区間については、平成31年に供用開始というようなことを言われておりました。そういったことから、私も道の駅のオープンといいますか、開店というのはこれに合わせてということで、30年度、31年3月、4月を目途として計画を進めてきたところでございます。

町といたしましては、道の駅を淡々とこれまで進めておりました、30年度内にオープンさせていこうと思っておりますけれども、有明沿岸道路につきましては、皆さん御承知のとおり芦刈南インターまでは開通したものの、その後災害で一部通行不能になって、今復旧作業がされているということでございます。なお、六角川大橋につきましては、スムーズに架橋工事がなされていると思っておりますけれども、福富インターまでの有明沿岸道路の開通の時期というのについては、まだまだ県のほうから知らされておられませんので、いつになるかは分わからないというふうに私は認識をいたしております。

そういったことから、有明沿岸道路と道の駅は同時供用開始といいますか、オープンということは今のところは不透明でございます。ただ、先ほども言いましたように、道の駅については、もう25年の当時から30年度を目標にするとうたっておりますので、その方向で進めさせていただいているところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

道路が突発的な事故でおくれていますけど、31年4月にオープンということで計画を進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

それでは、私は、道の駅の計画については順調に進んでいると認識をしております。しかしながら、既存の地元商店の活性化も同時に行っていく必要があるんじゃないかなと思います。道の駅のオープンに伴い、地元商店や商店街が影響することも考えられる、予想されますが、今後の対策や経営指導などについて商工会などと十分な意見交換が必要ではないかと思っております。

ということで、地域の人々の交流、また情報の発信の場所として長い間地域に根差した商店が、私の周りを見ても、だんだん消えていっているというようなところが現状じゃないかと思っております。あと10年もしたら大分減るんじゃないかなあという思いですけど、何か手助けをしてやりたいという思いにありますけど、思うようにやれん、やれない、難しい、もどかしさを感じております。

そこで町長にお尋ねします。個人商店や商店街の現状をどのように認識されてるかお聞きいたします。

○田島健一町長

白石町の個人の商店さん、また商店街につきましては、白石に特化したことではございませんけれども、日本全国そうであるというふうに思います。人口減少、また大都市一点集中でなかなか元気が出てきてないというのが実情であろうかと思えます。そういった中において、全国の地方部においてもいろんな方、特に若い方たちの頑張りで盛り上がっているところもあるというふうに聞いております。そういったことから、白石町にはそういう意味では頑張っていたきたいわけでございますけれども、現状については、よその地区と余り変わらないのかなというふうに思います。

しかしながら、先ほど議員申されますように、道の駅をつくることによって、それを起爆剤として、それと直接的なつながりというのはないわけでございますけれども、白石町内に道の駅ができる、そして道の駅の機能というのはいろんな機能がございませう。そういったものを活用しながら町内の商店街または個人商店においても波及していくようなことをしていかないかというふうに思います。

そういった中においては、まずはこれまでの議会での質問でもいただいたところでございますけれども、人材の発掘といいますか、やっただけの方、若い人なり、年配の方でも結構でございますけれども、グループでもって盛り上げていこうというような機運を持っていたかかないと、これは行政だけで云々というのはなかなか厳しいものがあるかというふうに思います。行政も商店さんも、そして商店さんの上にあります商工会さん、そういった組織の中で連携をしながら盛り上げ策を検討していかねばならないというふうに思うところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

立場の弱い人、また日の当たらない人々に光を当てるのが政治の役割なんじゃないかなあと、そう思います。今、町長がおっしゃられたように、道の駅をチャンスと捉えて、商店、また個人商店さんなり商店街なりが活性化に取り組むべきだと、そういうふうに思います。チャンスと捉えて。そのために、商工会ともいろいろ協議をされた形跡があるかどうか。

それと、私が28年9月の議会で道の駅の完成後に町内小売店へ与える影響などを検討するのかということで質問して、課長からは、商工会において調査を行っていただき、町としても検討するというような答弁をいただいております。この件についてお尋ねします。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたしたいと思えます。

道の駅ができて、影響が出るのではないかとということで、道の駅で取り扱う商品につきましては、町内産に限定しているところがございますけれども、既存の小売店に対する影響も、限定的ではありますがあると考えているところです。また、レストランを併設するというので、飲食店への影響等につきましても、町外から多くのお客様、観光客が町内へ足を運んでいただけるように、よい影響が出るようにしていかなければいけないと思っております。

御質問の28年9月の答弁でございますけども、現在、調査のほうは行っていないわけでございます。今後とも早急にどのような影響が出るのか、調査等に係るデータの収集方法等ノウハウは行政として不足をしておりますので、商工会さんにおきまして調査等を、また商工業者等の御意見等を聞きながら施策等を検討していただければというふうに思っております。

以上です。

○草場祥則議員

そういう声かけは、十分大切だと思います。というのは、いろんな補助をやるよりも、行政は皆さんを見捨てないと、皆さんのことも考えるというような意味で声かけをしてもらったら、また皆さんの声も違うと思いますけど、もう何もおいたちはしらなくて、それでどがんないよこっちゃい、そしておいだちはどがんなここっちゃいというのが一般の商店の不安というようなことで、もちろん商工会もそれなりの啓蒙活動をせんといかんと思いますが、町が目をかけてやりよるよというような意識立て、そういうなものを見せてくれたら、また町民の方も安心されるんじゃないかなと、そう思います。

なかなか個人商店を活性化させるのは難しいというのは私も考えてましたけど、ただ、一つの方法として私なりに考えたのは、いろいろ、今、とにかく何かアクション、行動を起こすべきじゃないかなあと、そういうように思います。

それで、白石町内には、白石商店街、有明商店街、白石も福富もあるわけですけど、商店街の形式をとっている白石商店街、まずあそこをリーダー的に活性化するというようなことで、あそこを使って、あそこにお買い物バスでお客さんを乗せて、来て、そして町内の買い物バスをつくって、それであそこで買い物をしてもらおうと。もちろん、買い物だけじゃなくて、そこには行ったらイベントいろいろすると。イベントをしたり、それから一緒にイベントにかりだしたり、そういうようなことで、引きこもっている年寄りさんを外に連れ出すというようなこともあるし、見守りのあれも効果もあるし。それと、それで健康を切り口にして、巡回バスのようなコミュニティタクシーあります、あれを使って、巡回バスをして、そして白石の町内の町におろして、そしてもちろん町内の白石町の商店街の方の協力を得て何かイベントをしてもらって、行ったら楽しかったという、買い物をして楽しかったというようなものを系統的にすべきじゃないかなあと、そのように思います。それは、もちろん商工会だけでもだめですし、社会福祉協議会もいるっし、老人会もいるっし、そういうのは大勢の方を巻き込んで、ひとつ何か町がプロデュースできないかなあと考えておりますけど、いかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたします。

(仮称)買い物バスにつきましては、商店街活性はもとより、買い物弱者対策であろうかと思っております。現在、本町においていこカーと運用されているところでもありますけれども、商店街へ立ち寄る路線もございます。しかしながら、高齢化が進ん

でおります。運転免許証の返納など社会情勢の変化もございまして、御提案いただいております買い物バスにつきましても、買い物弱者対策等含めましての方法でもあろうかと思っております。議員おっしゃるように、町だけでできるものではございません。また、商工会だけでできるものでもありません。今言いましたように、その他関係機関、それから町民の方々とそういったニーズ等つながる、ニーズ等をお聞きしながら、もちろん町としてもそういった商工会、その他関係機関とのおつなぎ役等を果たしていかなければいけないと考えております。

以上です。

○草場祥則議員

私、以前、大福搦に行って、ひとり暮らしの年寄りさんに聞いたら、草場さん、助かるって言いんさったんです。何でと言ったら、電話1本かけたら近くの店から持ってきてくれると。これが一つの福祉じゃないかなと思って、そういう意味で今からそういうふうな老人対策とか、それと新たに今度は親の介護をして、いつときでも家を出られんというような弱者の方もおられます。それで、そういうような巡回車と、それといこカーのようなのを使って、それで白石の町内まで連れてきて、そこでもうおろして、目的はそれだけです。それで、そこでいろいろ買い物したり、あとはそこら辺の町の中でイベントをしてもらったりして、楽しんで買い物もできるというような一つの方策は、現にしているところあるわけです。ですから、ぜひともこれはやってもらいたい、そういうふうに思います。特に、銀行も白石町内あるもんで、商店街の中にあるもので、年金の支給日なんかを使って、こうずうっと寄せてきて、何箇所からですね。そして、あそこでおろして、それで庁内、役場見学なりと、そういうなものを企画してもらおうというようなことで。特に、白石商店街の中には、今は若い人たちが何か動きを始めてるということで、まずとにかく行動を起こすということで、ぜひともそういうふうな各種団体と話し合いをしてもらって、町がするんじゃないで、皆さん、ほかの団体が主体的にするように仕向けて、仕掛けてもらいたいと思っておりますけど、どうですか。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたしたいと思っております。

議員さんおっしゃいますように、小売店、それから商店街については、私は常々地域の日常生活を支え、文化伝統の継承と地域社会の公共的空間の役割を担っているものと考えております。これからも地域コミュニティを中心としてその役割は大変重要なものがあると、商店街については重要なものがあると思っております。個人的にも思っております。

今おっしゃられました点につきましては、もちろん町ができる部分限られておりますけども、今言いました商工会、その他団体の後ろ盾、後押しというのをやっていきたいと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

ある雑誌に、地域で商店街なくなったら祭りがなくなると。いかに商店街が地域に根差しているかというようなことで、白石町のほうを見ても、神社の祭りのあじよらんとところはもうほとんど商店もないですもんね。というようなことで、商店の果たす役割というんですか、地域に果たす役割というのは、目に見えないものがあると思います。ですから、私、何かできることはできるだけしてもらいたいと、そのように思います。これは前の商店の方が言いんさったことにですね、あつかあ、道の駅で腹いっぱい銭使って、そしておどんたちはつくったら、さっき、きのう、会計の話のように減価償却して、設備投資して、もうけの中からおどんたちそいば払うていかんばらん。そいけん、役場は、あがんとこ何も払わんでよかるもんというような考え、多分あると思います。また、それが本当だと思います。なるだけ、そういうようなことで、商店の、各商店の方の声なき声といいますか、そういうようなことでぜひともやってもらいたいと思いますけど。

○久原浩文産業創生課長

議員おっしゃるとおり、それぞれの役割、それから白石町や地域へのかかわり方があろうかと考えます。それぞれの役割を認識しつつ、商店街もしくは個人商店につきまして、これまでのように地域とのつながりを大切にしていきながら、町としてもその仕掛け等につきまして商店街、それから商工会、町で知恵を出し合いながら検討を行っていくものと考えております。

以上です。

○草場祥則議員

こういうふうな、以前、買い物は町内の商店でというような看板がよく立っておりまして、今全然ほとんど見かけないんですけど、そういうようなことで、もう一度町内の個店、商店を見直そうという運動といいますか、指導を町がもう少しやってもらいたいと、そういうように思います。そして、それが出発点となって、新たな若い人がそれならやろうというようなことになるとは思いますけど、今のようになどがなしゅうなかもんねえのムードだと思います。私もどがなもされんというような感じですから。ですから、小さいことから、もちろん、各個店の努力も要りますけど、そういうようなところでしっかりとそういうふうな指導または思いやりといいますか、そういうなものを出してもらいたいと、そういうように思います。

その中で、道の駅があります。私は、道の駅は道の駅、商店街は商店街、商店は商店というようなそれぞれの役割といいますか、地域のかかわりがそれぞれあっていいと思います。ただ、商店街と商工会、いや道の駅ですね、あそこを何かこうパイプで結ぶというようなことで、一緒にイベントもするというようなことで、そういうような計画はあるわけですか。道の駅の行事と商店と何かタイアップするというような。

○久原浩文産業創生課長

今現在、道の駅を運営する母体のほうもまだ決まっていない状況で、今後検討をし

ていくということになると思います。当然、道の駅につきましては、地域情報、休憩機能、それから情報発信機能、それから地域振興機能という3つの機能から成っているものでございます。道の駅の開業後は、恐らく道の駅の情報発信機能を活用して商店街の情報とか、イベントの情報とか、そういった部分については来ていただく方々に情報の発信はできると思っております。今言われましたイベント、直接商店のほうに道の駅から足を運ぶという分については、そういったイベントといいますか、常時あそこに足を運んでいただけるような部分を商店街のほうも考えていただきたいと思いますけど、その情報発信については道の駅で十分対応できると考えております。

以上です。

○草場祥則議員

ですから、白石町に、こっちには道の駅がある、そしてこちらは商店街の店があるというようなことで、横につなげていって、買い物バスで買い物に来て、そして昨日も内野議員が言われました隆城を見に行ったり、立派な史跡あるもんで、そういうなところを見に行くとかいろいろイベントされると思います。それぞれ道の駅は道の駅、商店は商店ということで。ただ、商店は、地域との結びつき、かかわりが一番大事じゃないかなあと、そう思います。そういうふうな役割を今まで担ってきたという認識を執行部の方自身も、役場自身も、もう少し一つの社会資本だというようなことで捉えてほしいと、そういうように思います。

といいますのも、あそこのハイマートが閉店してですね、閉店して初めてですね、ああ、なからんぎいかんてというようなことで、ああまちかっど、手を打ったたらよかというようなことで、今はもう個人商店やけんおまえのよかことせんかじゃなくて、これだけ減ってきたら、今度は市民生活に影響があるわけです。ですから、今、店も社会資本、福富町の財産だというような考え方で。といいますのも、巡回車といいますけど、200万円ぐらいかかるんですよ、改造仕様で。それでその中で幾らかでも補助できたら何台かして、組合か何かつくって巡回して回って、売ってさるくというようなことで、何か行動を起こして波風を上げんと、このままではじり貧になってしまうんじゃないかなと、そう思います。ぜひともそういうようなことで商店を再認識するというところで、副町長どうお考えですか。

○百武和義副町長

議員のほうからいろんな御意見をいただいております。

道の駅と商店、また商店街とのかかわりについての御質問、また商店街独自の町民とのかかわりを大切にしたところで、今後もそれを大事にいければという御意見が出ております。

今、課長のほうから答弁をいたしましたけれども、道の駅に来ていただいたお客さんに商店とか商店街のほうに行ってくださいには、またそこに何か仕掛けが必要になるわけです。もちろん交通手段もありますし、滞在していただくのに何かこうおもしろい仕掛け、長時間滞在できるような仕掛け、そういったものが必要になってくるか

と思います。そういったことについて、町も何かの手助けをしろということでございます。もちろん、町のほうも商店街、商工会、そしていろんな関係機関と一緒にしながら、どういったふうにしていったほうがいいのか、町民皆様方のニーズ調査等も入れながら検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○草場祥則議員

私が言ってる分を実現するためにどうしても大切なのは、誰かキーパーソンといますか、人材を見つけんといかんというようなことで、白石の商店会も若い人もいますし、あっちこっち若い人がやると、やりたいというような方がいらっしゃいます。ですから、そういうようなキーパーソンの方を育てていくというようなことで、そして仕掛けです。とにかく仕掛けが大事だと思います。ぜひとも成功させていただきたいと、そういうふうに思います。よろしくお願いします。

次に、地元商店街が道の駅に出店を希望された場合の取り扱い方について問うというふうにしておりますけど、これは、きのう、前田議員の質問の過程でまだ諮問委員会といますか、研究検討委員会で話し合うぶんもあるもので、それからきのう細かいことまで前田議員お聞きされておりますので、一つだけ確認で、商店がテナントとして店に入ると、道の駅に、テナントとして、それはだめということですか。

○久原浩文産業創生課長

前田議員のときも答弁をいたしております。細かいところまで協議が進んでないんで、商店とのかかわりについて明確な答えを回答することはできませんけども、直売所に関して言えば、町内の商店さん、例えば精肉屋さんとか八百屋さんがテナントみたいな形で道の駅に出店されるというのは、非常に厳しいと考えております。

以上です。

○草場祥則議員

そうした場合は、自分とこの製品で、きのう言われましたように何か特産品をつかって、例えばケーキだったら、白石産のイチゴを入れてそれを出すというような方式を考えておるんですね。

○久原浩文産業創生課長

おっしゃるとおりですね。主たる原材料に白石町産を使っただけならば、町内産として取り扱っていききたいという形で考えております。

以上です。

○草場祥則議員

私も、町長の商店街になるだけ迷惑かけないように白石産だけで勝負するというようなことで、大賛成であります。ただ、とにかくそれを初志貫徹してもらいたいと、そういうふうに思っております。

次に、ふるさと納税についてお話をお聞きいたします。

野田総務大臣は、ふるさと納税に対する返礼品について、地域の創意工夫や実情に応じて柔軟に認めるべきだという考えを示唆したと報道されています。これまで返礼品競争については自粛を要請されてきましたが、今後施策の転換を図っていかれること等も考えられます。

そこで、本町の考えをお聞きしたいというように。きのう、私、資料請求で皆様方にお配りした。野田総務大臣が言うように、首をかしげるような一部の返礼品で制度全体に疑問が生じるような空気を絶対につくってはいけないと。そういうようなことで、萎縮してはだめだというようなことで、今後はもっと活性化せろというようなことだと思えます。町の方針はいかがでしょうか。

○久原浩文産業創生課長

お答えをいたします。

本町のふるさと納税に関する取り組みにつきましては、返礼品につきまして、本町特産物に限定して、特産物のPR及び消費拡大を目的に取り組んでいるところでございます。

現在につきまして、御承知のように4月に総務省の通知に基づきまして7月21日より返礼品の規格見直しを行いまして、寄附金額に対して3割以内としており、今のところふるさと納税制度の趣旨に沿った内容で行っているものと考えております。

しかしながら、速やかに是正を求めるこの通知に対する各自治体の反応はまちまちで、趣旨を逸脱したままの自治体があることは極めて残念であり、制度自体の存続が危ぶまれると今のところ危惧しているところでございますけれども、議員おっしゃりますように、8月21日に読売新聞のインタビューに野田総務大臣答えていらっしゃいますけれども、今おっしゃいました返礼品に関する考え方は、地域の創意工夫や実情に応じて柔軟に認めるべきだとか、常識ある判断をするよう首長みずから考えることが地方自治の本心だとか、そういった部分で発言がっております。その分については、私も承知をしておるところでございますけれども、現時点では野田総務大臣の新聞社のインタビューの発言のみでございまして、総務省から正式な通知等は、具体的な通知は来ておりませんので、今後、政策展開になるものかも不透明、不明であります。本町の考え方といたしましては、総務省からの正式通知を待って、国が考える今後の制度趣旨に沿った内容で、かつ本町が当該事業に取り組む目的であります特産物のPR及び消費拡大が最大限に発揮できるように、柔軟に対応していきたいと思っております。

以上です。

○草場祥則議員

それで、この通達に従っていない自治体、佐賀県で何件ぐらいあります。

○久原浩文産業創生課長

4月の通知に従っていないのはどこかという御質問でございますけれども、国、県等

どういった時期に見直しをかけるかという部分については、調査はあっております、5月、連休明けぐらいに。ただ、公表については一切あっておりません。草場議員さん御質問の分、県内ではという形でうち自体で、町自体で、白石町自体であと19市町村のほうの状況について独自に、正式ではありません、電話等で確認した部分で、実はもう4月前から3割以下というところが、現行どおりというのが2市町でございます。通知が出てから見直しを現在までにされているところが白石町を含めて5市町。これ、あくまでもうちが独自で調査した部分でありまして、正式な国、県の調査に基づいたものではございません。

以上です。

○草場祥則議員

非常に警戒して答えておられてますけど、町長、実際4月の通達でやってないところもあるわけですね。私も、これは町長が余り早く決断し過ぎたんじゃないかなあと。少しぐらい、おまえたちなんていいよかぐらいの根性を持ってほしいと思いますけど、町長いかがですか。

○田島健一町長

議員からは激励されているようにも聞こえるわけでございますけれども、国の機関から通知という形で参りますと、それは地方自治体として尊重しなければならないというふうに思っております。

先ほど課長が答弁いたしましたように、国からの通知においては、速やかに是正をしろというようなこととございましたので、4月からして速やかにというのはいつなのかなあというところもあるわけでございますけれども、3箇月ということで、7月21日から本町においてはそのように改正をしたところでございます。

なお、これのふるさと納税については、地方部においては一生懸命頑張ってもらってますけども、都市部、また県内においても余りやってもらっちゃらないでとられるばかりという市町もあられるわけとございまして、そちらの首長さんたちはまた反対の意見も大きくなってるのも事実でございます。そういった中において、今回の総務大臣さんの御発言があるわけとございますけども、まだ国から直接的に再度の通知というのは参っておりませんが、国の指導の仕方というのを今後も待ちながら対応していくべきだというふうに思います。

私どもといたしましても、7月に変えたばかりのやつをまたふらっと9月からまた変えるのかなんとかというのは、なかなか厳しいかなというふうにも思うところでございます。

以上です。

○草場祥則議員

この制度は地域の活性化のためにはいいことだと思うんで、ぜひともまた前のようにはばりばりやってもらうようお願いいたします。

また、今、町長から都市部の市長さんからの意見とございますけど、私になったら、

東京とかなんとかと言うとおかしかと思うわけです。今まで黙って入って、それで入らなくなったぎん、そういうようなことじゃなくて、そんなんは自分たちも考えんかいというようなことで、私は思うわけです。そういうようなことで、ひとつふるさと納税、非常に重要な財源になるもので、それと町のPRにもなるもので、以前のように伸び伸びとやってほしいと、そういうことを願ひまして質問を終わります。

○片渕栄二郎議長

これで草場祥則議員の一般質問を終わります。

以上で本日の議事日程は終了しました。

あすも一般質問です。

本日はこれにて散会します。

15時13分 散会

上記、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成29年9月7日

白石町議会議長 片 渕 栄二郎

署 名 議 員 川 崎 一 平

署 名 議 員 前 田 弘次郎

事 務 局 長 小 柳 八 束